

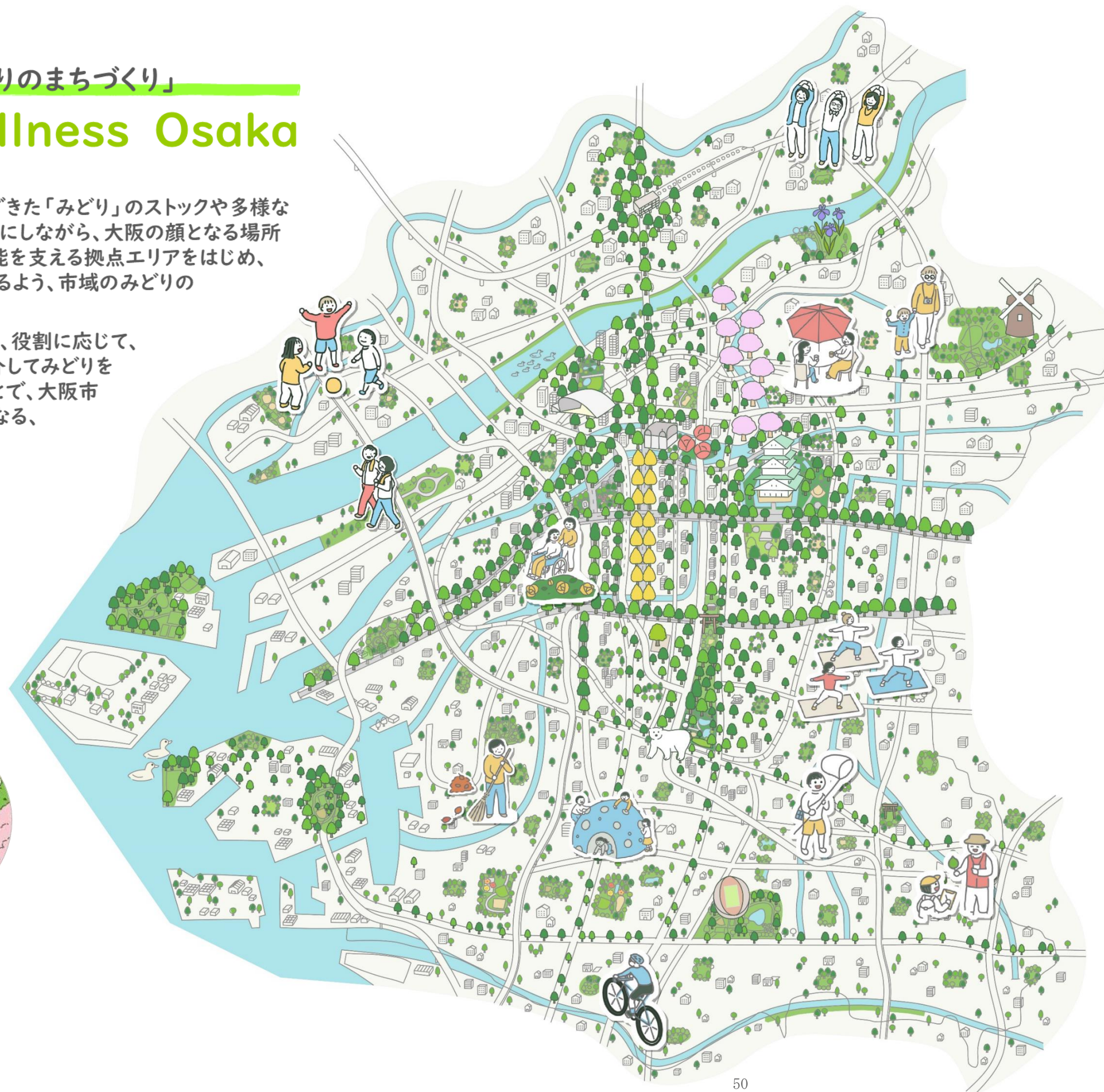
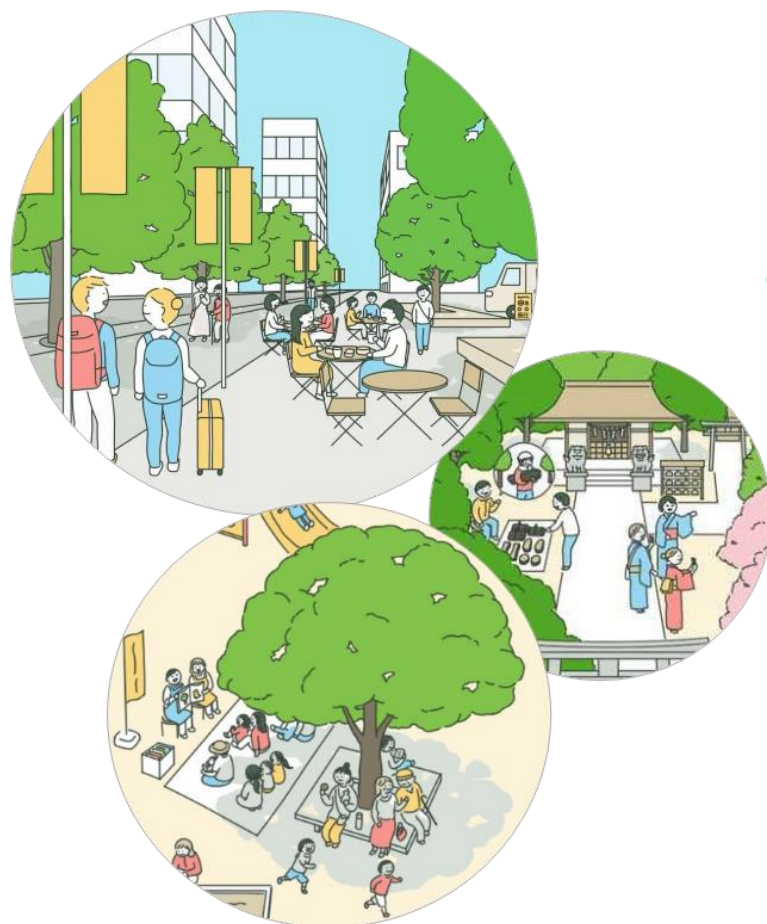
②イメージイラスト

「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」

(キャッチコピーイメージ) Green Wellness Osaka

緑の基本計画〈2026〉では、これまで育んできた「みどり」のストックや多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを大切にしながら、大阪の顔となる場所や地域の拠点となる公園など、大阪の都市機能を支える拠点エリアをはじめ、みどりが持つ多様な機能を最大限に発揮できるよう、市域のみどりの充実を図ります。

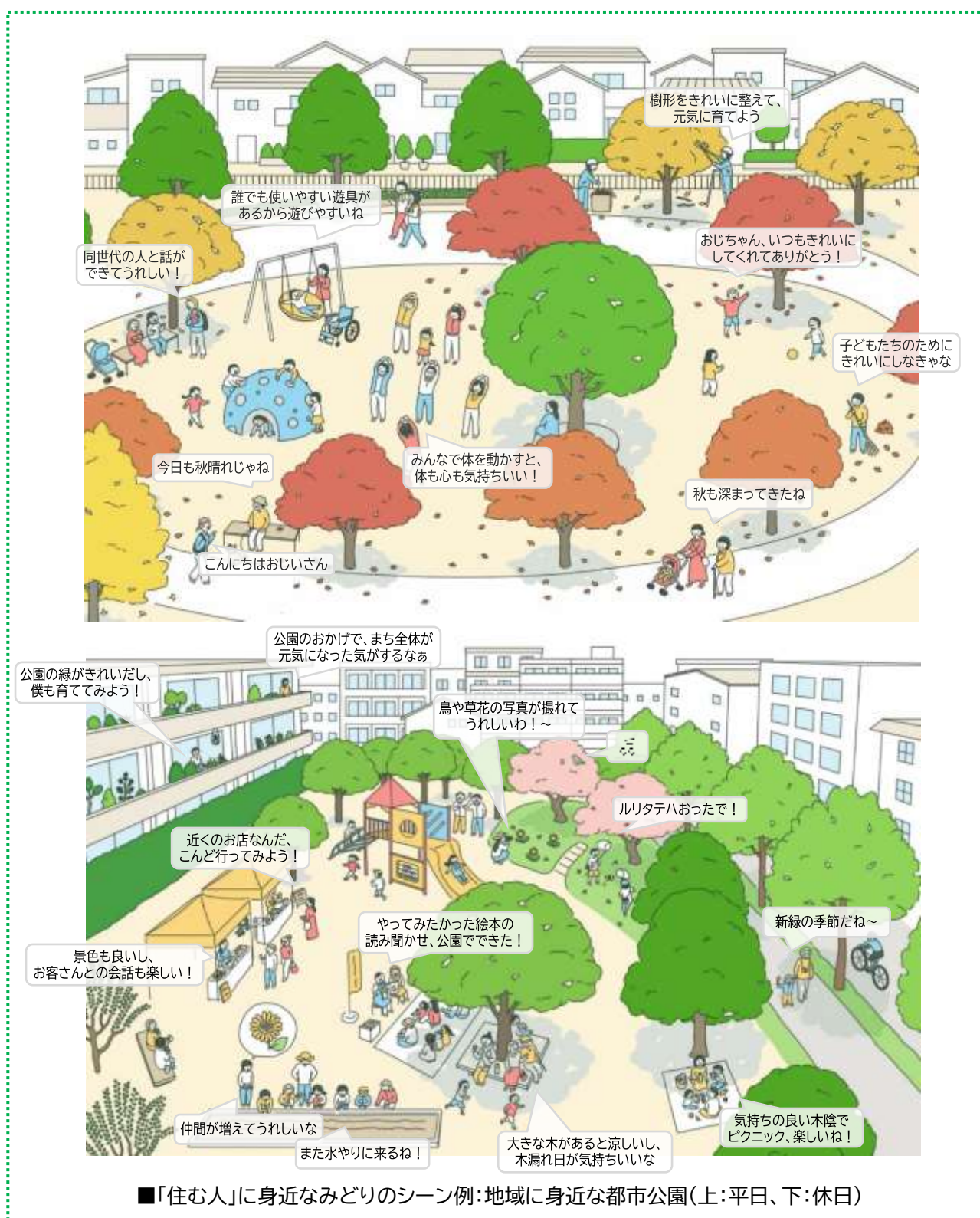
また、多様な主体がそれぞれの目的やニーズ、役割に応じて、まちのみどりを柔軟に活用し、こうした活動を介してみどりを中心としたコミュニティの醸成につなげることで、大阪市内に住む・働く・訪れる人々の生活がより豊かになる、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の実現をめざします。

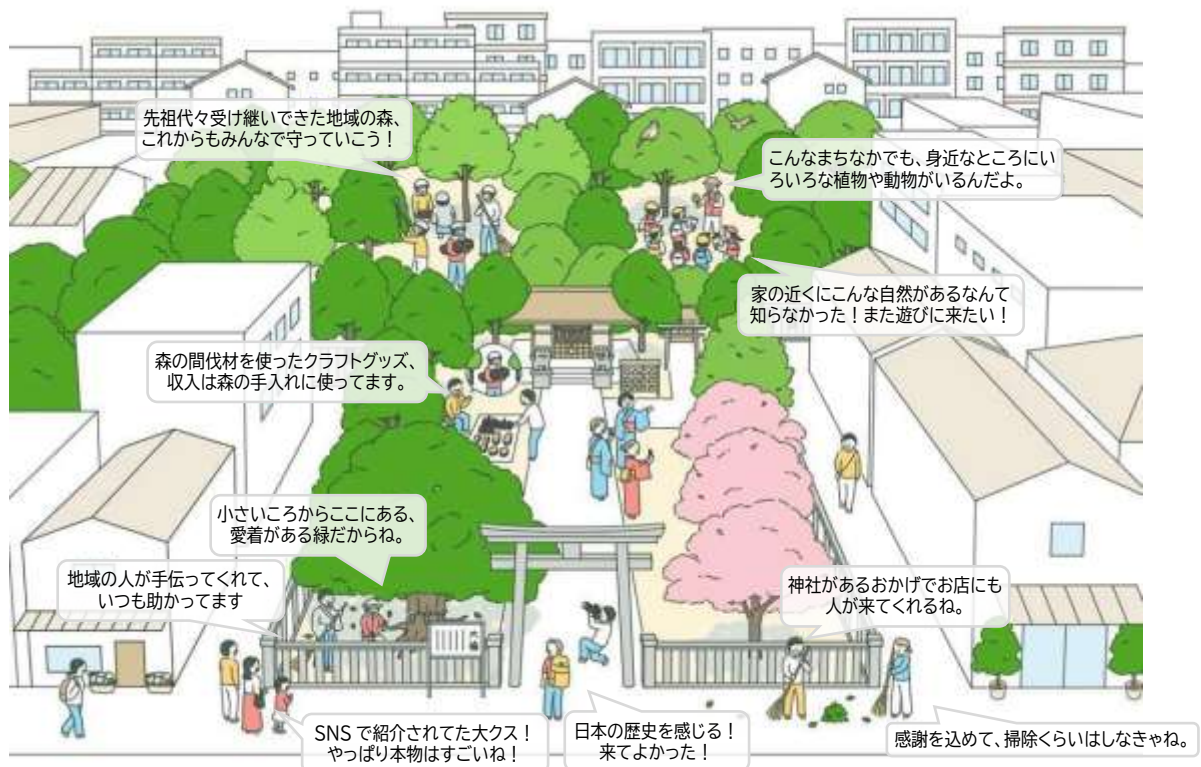


③みどりのまちづくりのシーン

【「住む人」に身近なみどりのシーン】

中小規模の都市公園や生活道路の街路樹、地域の寺社仏閣など、主に居住者にとって身近なみどりは、地域における貴重な資源であり、市民協働の推進など、多様なステークホルダーによる活用・継承が求められます。子どもや子育て世代、高齢の方々などの幅広い年代の方々が、日常の様々な場面でみどりとの多種多様な関わり方を楽しむようなシーンを創出することで、一人ひとりの日々の暮らしにおける充実感・生活の質（QOL）の向上や、地域の魅力向上・課題解決につなげていきます。

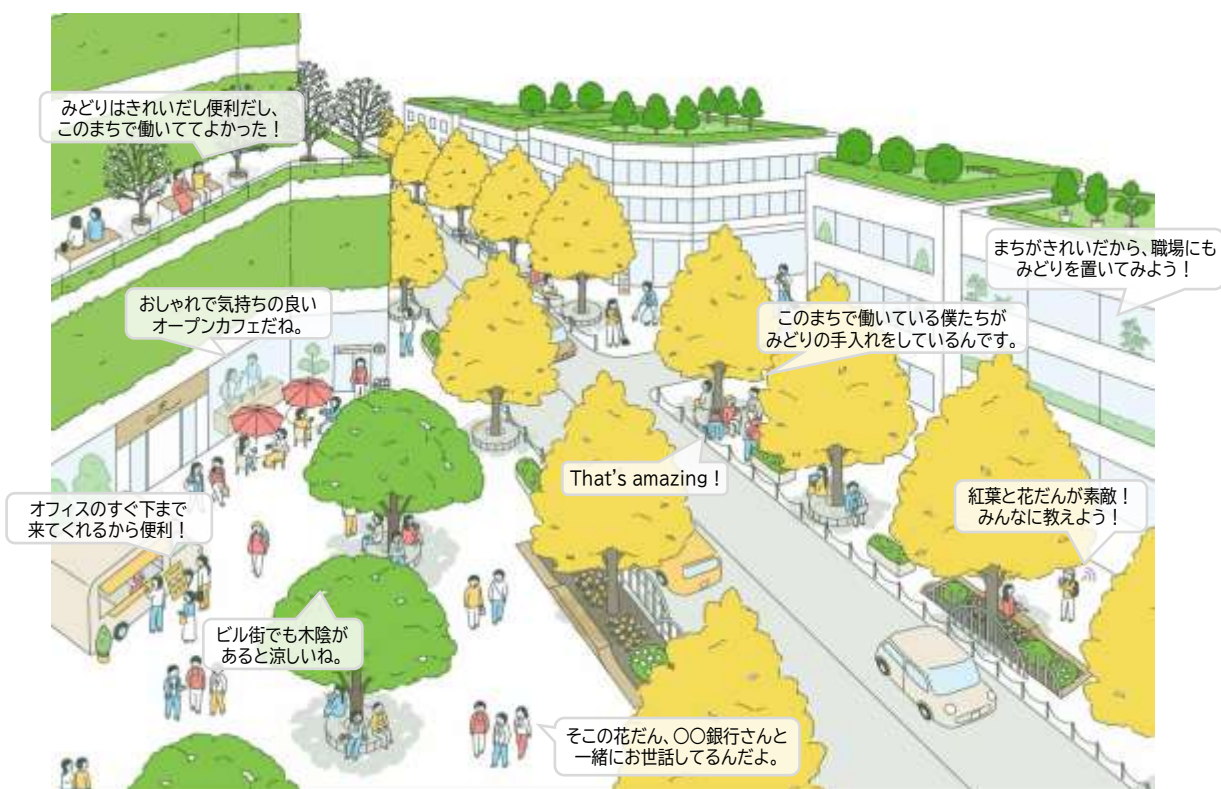




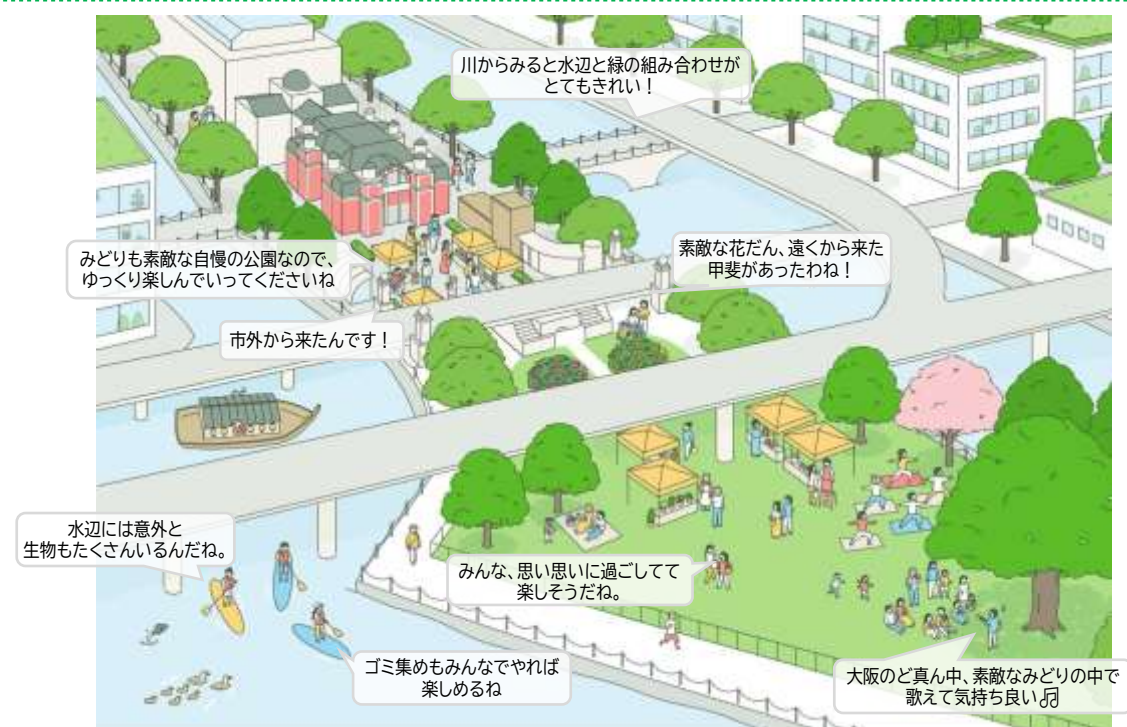
■「住む人」に身近なみどりのシーン例：寺社仏閣

【「働く人・訪れる人」を惹きつけるみどりのシーン】

将来像に掲げる「「みどりの都市魅力」を創出するエリア」では、大阪市に住む人だけでなく、市外から訪れた人も豊かな緑陰や季節の彩りを感じられるみどりを創出・育成し、国際都市・大阪の魅力を実感できることが重要です。多様かつ高質なみどりが都市格を高め、都市生活を彩るようなシーンを創出することで、企業や来訪者に「選ばれる」都市をめざします。



■「働く人・訪れる人」を惹きつけるみどりのシーン例：幹線道路と沿道の空間



■「働く人・訪れる人」を惹きつけるみどりのシーン例：河川のみどり

3. 基本方針

みどりの将来像の実現をめざしていくためには、みどりそのものが持つ多様な機能を最大限に高めるとともに、それらを一人ひとりの豊かな都市生活につなげていくことが重要です。

そのためには、多様なみどりの創出や保全・機能向上を図る「みどりを“育む”」視点と、暮らしの充実や地域の課題解決などに「みどりを“活かす”」視点が求められます。さらに、みどりを“育む・活かす”取組などを通して、みどりと人のつながり、ひいては「人と人が“つながる”」ことが期待されます。これらの“育む・活かす・つながる”取組が持続的に展開されることで、「みどりへの興味・関心」が高まり、それが推進力となって「みどりの満足度向上に向けた好循環」が生まれ、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の推進につながると考えます。

このことから本計画では、「みどりを“育む”」「みどりを“活かす”」「人と人が“つながる”」という3つの視点から、以下のとおり基本方針を設定します。

〈今後のみどりのまちづくり〉

大阪市に住む・働く・訪れる人々の生活がみどりにより豊かになるような、
「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」を推進する

【基本方針①】都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”

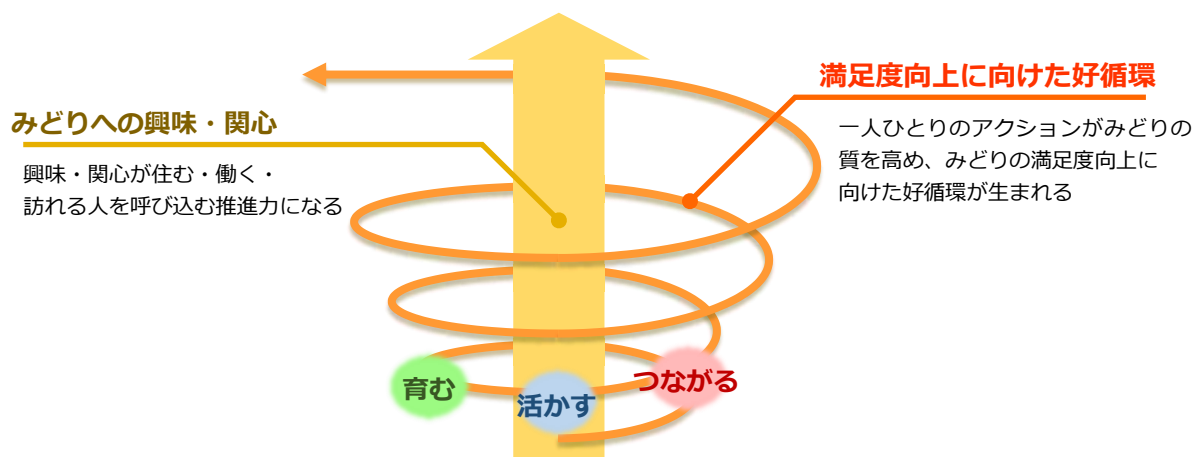
都市の中で求められる多様なみどりを確保しながら、樹木が持つ機能を最大限に発揮できるよう、公園や道路をはじめとする都市内の樹木を丁寧に育成するなど、都市を支える健全で快適なみどりを育む。

【基本方針②】まちの多様な「みどり」を“活かす”

まちの価値向上（暮らしの充実、地域の活性化など）が図られるよう、産・官・学・民がそれぞれの目的やニーズに応じて、まちの多様なみどりを自由な発想で柔軟に活用する。

【基本方針③】人と人が「みどり」で“つながる”

一人ひとりの豊かな都市生活（住む、働く、訪れる）の実現に向け、みどりを“育む・活かす”取組をきっかけに、人々が集い交流し、みどりを中心としたコミュニティ醸成につなげていく。



■「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の推進に向けたスパイラルアップのイメージ

【基本方針①】 都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”

都市におけるみどりは、都市災害への対応や自然環境の形成、都市環境の改善など、多様な機能を有しています。近年では「グリーンインフラ」の概念が広がりを見せており、それらの機能を都市課題の解決に活用するような動きが国内外において見られます。そのため、高度に都市化された大阪市においても、みどりが持つ多様な機能を最大化させる必要があります。

これまで大阪市では、緑化百年宣言や、花と緑のまちづくり宣言等を契機として、みどりの量的・質的な向上を図る取組を進めてきました。今後も都市を支えるみどりの創出は必要となりますが、公園緑地やオープンスペース等を整備する空間は限られることから、例えば屋上・壁面に加え、中低層階や屋内などの様々な空間において、多様なみどりを創出していきます。

また、近年では樹木の大木化や老木化、公園施設の老朽化など、蓄積してきたみどりのストックを健全に維持する上での課題が顕在化しています。そのため、例えば街路樹・公園樹では、市内全域において、計画的な維持管理による健全な樹木の保全育成を行うとともに、「みどりの都市魅力」を創出するエリアを対象に、美しい樹形と豊かな緑陰を形成し、景観や快適性の向上を図ります。また、都市公園をはじめとしたみどり空間においても、多様化するニーズを踏まえた快適性の向上を図るなど、健全で快適なみどりの保全と機能向上を推進していきます。



■健全で活力ある樹木の保全育成

みどりのコラム

〈様々な空間を活用したみどり〉

都市公園や街路樹といったグラウンドレベルのみどりは、都市生活の中でよく目にする身近な存在ですが、屋上緑化や壁面緑化によって生み出されるみどりも、都市の環境改善や生き物の生息・生育・移動空間の形成を図る上で重要なみどりです。

また、近年では、中低層階や屋内の公共空間といった、比較的視認性の高い空間での緑化事例も見られるようになりました。建築物に緑や水といった自然的な要素を取り入れた「バイオフィリックデザイン」も注目されている中、今後は民有地・公有地を問わず、様々な空間を活用した緑化の取組が求められます。



■大阪市内における屋内緑化の事例(HERBIS PLAZA)



■国内における中低層階・屋内緑化の事例
(左:WITH HARAJUKU(東京都渋谷区)、
右:JR 熊本駅ビル(熊本市))^{【出典 29】}

【基本方針②】 まちの多様な「みどり」を“活かす”

人口減少・少子高齢化や都市間競争の激化、まちづくり活動の広がりなどを背景に、住む・働く・訪れる人それぞれの生活圏としての「まち」では、暮らしの充実や地域の課題解決、都市のブランド・資産価値向上などがこれまで以上に求められています。そのため、みどりのまちづくりにおいても、育んだみどりをまちの価値向上に活かす視点が求められます。

大阪市では、例えば官民連携による大規模公園の魅力向上や、みんなで公園活用事業（パークファン事業）といった、市民・事業者によるみどりの活用を積極的に進めてきました。

今後もこれらの取組を発展させることで、より多様な主体が、それぞれの目的やニーズ、役割に応じて、まちのみどりを柔軟に活用していきます。

また、それぞれのまちで生活・活動する人々が、みどりを主体的にマネジメントすることで、まちの価値向上につなげていきます。



■パークファン事業による公園の活用

【基本方針③】 人と人が「みどり」で“つながる”

コミュニティの希薄化や Well-being に対する関心の高まりなどが見られる中、一人ひとりの豊かな都市生活を実現させる上で、人と人とのつながりはこれまで以上に重要視されています。特にコロナ禍を契機として、オープンスペースを含むみどりはその重要性が再認識されており、みどりとの関わりをきっかけに、人々の集いや交流が生まれることも期待されます。

そのため、みどりに対する興味・関心や、みどりを“育む”・“活かす”活動などを介して、コミュニケーションや交流を図ることで、みどりを中心としたコミュニティを醸成し、ひいては一人ひとりの豊かな都市生活の実現につなげていきます。



■相互のコミュニケーションが可能な SNS の活用

4. みどりのまちづくり指標

(1) みどりのまちづくり指標の考え方

前基本計画では、みどりのまちづくりを進めていくにあたり、「成果指標」「達成指標」「共有指標」の3つの指標をみどりのまちづくり指標として設定しました。本計画においても、みどりのまちづくりの成果や進捗状況を総合的な視点から確認する必要があるため、これら3つの指標については引き続き設定します。その上で、第5章に記載する「リーディングプロジェクト」でめざすアウトプットを定めた「LP指標」を取組ごとに新たに設定し、これらの指標を活用しながら“育む・活かす・つながる”取組の進捗管理や評価を行っていきます。

種類 (ページ)	内容	項目	基準値	目標値	関係する基本方針		
					育む	活かす	つながる
成果指標 (58～59)	みどりのまちづくりの 成果としてめざす指標	身近なみどりの 満足度	37.1%	50%	●	●	●
		みどりが増えた と感じる人の 割合	24.3%	33%	●	●	●
		身近な公園の 利用頻度	38.0%	45%	●	●	●
達成指標 (60～61)	みどりのまちづくりの 中で行政がめざす量的 目標値となる指標	緑被率	10.7%	現状以上	●	●	●
		都市公園の市民 一人あたり面積	3.5 m ² /人	3.7 m ² /人	●	●	●
共有指標 (61～70)	みどりのまちづくりの 進捗を把握する尺度と して、緑化の意識啓発 につなげるための指標	緑視率	各地点で 測定	—	●	●	●
		地域に身近な 都市公園の利用 状況	地区公園と 近隣公園で 測定	—	●	●	●
LP 指標 (107～123)	リーディングプロジェ クトでめざすアウトプ ットを示した指標	第5章参照			●	●	●

■みどりのまちづくり指標の一覧

(2) 成果指標

成果指標は、みどりのまちづくりの成果としてめざす目標値を示した指標であり、前基本計画と同様、「身近なみどりの満足度」「みどりが増えたと感じる人の割合」「身近な公園の利用頻度」を設定します。なお、基準値及び目標値は、市民アンケート調査の結果を基に設定します。

また、身近なみどりの満足度を高める上では、みどりに少しでも関心を持っていただくことが重要と考えられるため、「みどりへの関心度」についても経年変化を調査します。なお、みどりへの関心度は、大阪市におけるみどりのまちづくりの取組状況だけでなく、国内外の社会情勢の変化なども影響しうるため、目標値は設定せず、成果指標の分析を補強する参考データとして取り扱うこととします。

①身近なみどりの満足度

身近なみどりの満足度については、他都市の類似事例における実績値を踏まえ、本市においてもまずは同水準にまで引き上げることがめざし、50%（2人に1人）を目標値として設定します。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
①身近なみどりの満足度	37.1%	50% (2人に1人)

■「身近なみどりの満足度」の基準値・目標値

都市名	調査年度	調査項目	調査結果
横浜市	2023（令和5）	横浜市の緑の環境について、あなたはどの程度満足していますか	54.4% (「満足」「やや満足」の割合)
川崎市	2020（令和2）	市民の緑の満足度	42.2%
名古屋市	2018（平成30）	あなたは、お住まいの近くの「緑」について満足していますか	49.3% (「満足」「どちらかといえば満足」の割合)
堺市	2021（令和3）	堺市は樹木などのまちの緑の豊かさ（多さ）に満足できるまちだと思いますか	48.0%

■(参考)類似の手法・設問で調査している政令指定都市の事例【出典 30～33】

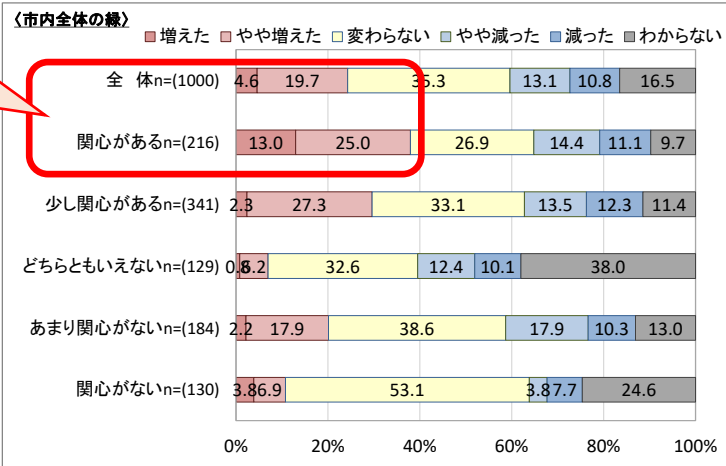
②みどりが増えたと感じる人の割合

2024（令和6）年に実施した市民アンケート調査によると、みどりの関心度が高いグループでは、みどりが増えたと感じる人の割合が約30～40%と比較的高いことがわかりました。この結果を踏まえ、みどりが増えたと感じる人の割合の目標値は33%（3人に1人）と設定し、みどりを創出する取組に加えて、みどりへの関心度を高める取組を行うことで、目標値の達成をめざします。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
②みどりが増えたと感じる人の割合	24.3%	33% (3人に1人)

■「みどりが増えたと感じる人の割合」の基準値・目標値

みどりへの関心度が高いグループでは、みどりが増えたと感じる人の割合が約30～40%（3人に1人程度）



■(参考)「みどりが増えたと感じる人の割合」と「みどりへの関心度」の関係(2024(令和6)年)

③身近な公園の利用頻度（月に1回以上公園を利用する人の割合）

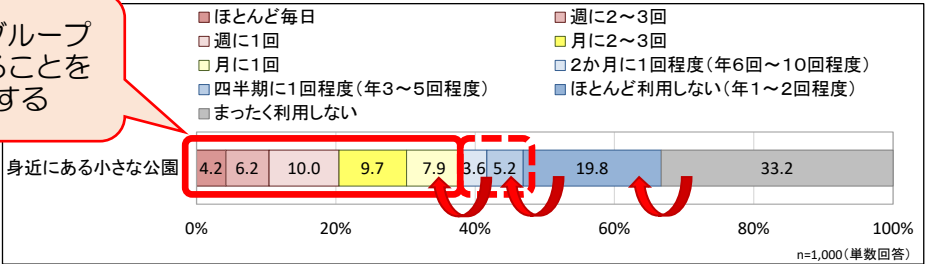
身近な公園の利用頻度について、前基本計画では「週に1回以上公園を利用する人の割合」を指標としていましたが、前述した2024（令和6）年の市民アンケート調査結果（39 ページ）によると、公園をまったく利用しない人に比べて、少しでも利用している人の方が、身近な緑の満足度が高い傾向にあることがわかりました。このことを踏まえ、公園を少しでも利用する人を増やしていくために、「月に1回以上公園を利用する人の割合」を指標とします。

目標値については、現状で利用頻度の低いグループをターゲットとして、利用頻度を段階的に引き上げていくことをめざし、45%を目標値として設定します。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
③身近な公園の利用頻度 (月に1回以上公園を利用する人の割合)	38.0%	45%

■「身近な公園の利用頻度」の基準値・目標値

年に数回公園を利用するグループが、月に1回以上利用することをめざし、45%を目標値とする



■(参考)「身近な公園の利用頻度」の調査結果(2024(令和6)年)

④（参考）みどりへの関心度

みどりへの関心度は、成果指標の分析を補強する参考データとして取り扱うこととします。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
④（参考）みどりへの関心度	55.7%	参考データのため 設定しない

■「みどりの関心度」の基準値

(3) 達成指標

達成指標は、みどりのまちづくりの中で行政が目指す量的な目標値となる指標であり、前基本計画と同様、「緑被率」と「都市公園の市民一人あたり面積」を設定します。なお、共有指標は概ね3年ごとに測定・公表することとします。

①緑被率

緑被率は、樹冠の投影面積からなる樹木・樹林に加え、芝生地等も含めた都市の緑全体を捉えた指標であり、市域面積に占める緑被面積の割合から算定します。なお、緑被率の数値は、解析に使用する衛星画像の精度や分解能、撮影時期をはじめとする調査手法などの影響によっても変動し得るため、あくまで市域の緑被の概況を示す指標として取り扱います。

基準値は 2024（令和6）年の調査結果に基づき、10.7%と設定します。目標値については、下記の「緑被率の考え方」に基づき、「現状以上」をめざすこととします。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
①緑被率	10.7%	現状以上

■「緑被率」の基準値・目標値

■緑被率の考え方

市域面積が約 225km²ある大阪市において、例えば緑被率を 0.1%高めるためには、22.5ha の緑被面積の増加が必要となります。この前提を踏まえ、次の3種類のみどりで見込まれる緑被の増加について整理しました。

【既存の街路樹・公園樹】

樹木の剪定管理と適正配置を行うことで、全体としての緑被面積は概ね維持させながら、1本あたりの樹冠投影面積を増加させる取組（LP【(2)-A】「市域全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成」）を実施する予定です。この場合、緑被率の観点では大きな増減は無いと見込まれます。

【新たな都市公園】

本計画期間では約 22ha の整備を目標としていますが、本市の標準的な都市公園における緑被率は約 50%であることから、緑被面積としては約 11ha の増加が見込まれます。これを緑被率に換算すると、約 0.05%の増加となります。

【民間緑地】

民有地における緑化誘導の取組（LP【(1)-B】開発に合わせた民有地緑化の推進）は今後検討・実施していく予定ですが、民有地における緑化は、基本的には条例等に定める緑化率に基づいて行われており、緑化率の改定を行わない限り、今後の開発等においても同規模での緑化が行われると想定されます。そのため、緑被の増加を定量的に推計することは、現時点において難しい状況にあります。

上記を踏まえると、本計画期間における緑被率の増加は約 0.05%と見込まれ、数値目標として設定するほどの大きな増加を見込むことは難しいことから、目標値は「現状以上」と設定しています。

②都市公園の市民一人あたり面積

都市公園の市民一人あたり面積は、2014（平成26）年度末から2024（令和6）年度末までの過去10年間での整備実績（約1.6ha/年）を踏まえ、現状以上のスピード（約2.3ha/年）での都市公園整備をめざすこととし、目標値を3.7㎡/人として設定します。

指標項目	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度末)
②都市公園の市民一人あたり面積※ (【】内は総面積)	3.5㎡/人 【約967ha】	3.7㎡/人 【約990ha】

※ 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）^{【出典34】} から試算したもの

■「都市公園の市民一人あたり面積」の基準値・目標値

(4) 共有指標

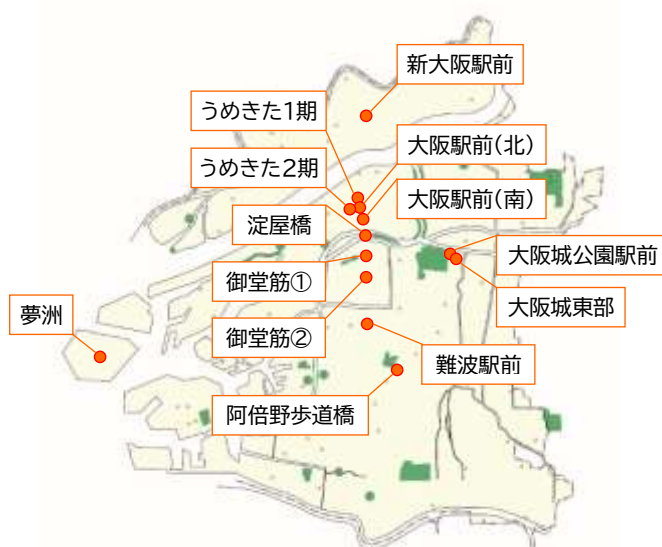
共有指標は、みどりのまちづくりの進捗を把握する尺度として、緑化の意識啓発につなげるための指標です。前基本計画では、ある視点場における視野内に占める緑の量の割合を示した「緑視率」を共有指標として設定していましたが、本計画では緑そのものだけでなく、人とみどりの関わり方についても、わかりやすい尺度で変化を捉え共有する必要があります。そのため「緑視率」に加えて、人流データに基づく「地域に身近な都市公園の利用状況」を共有指標として新たに追加します。

①緑視率

緑視率の測定場所は、前基本計画と同様、大阪の顔となる場所や、多くの人が集まり緑を認識しやすい場所などを対象に設定します。具体的には、緑化重点地区内の主要な地点として、前基本計画で設定した8地点に加え、新たに5地点を設定し、概ね3年ごとに測定・公表することとします。

なお、「LP【(1)-A】多くのの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上」の取組では、「“みどりの都市魅力”を創出するエリア」における街路樹・公園樹のうち、主要な路線及び都市公園を対象として別途緑視率を測定し、LP指標として活用します。

	測定場所	基準値※
継続	うめきた1期	39%
	大阪駅前（北）	19%
	淀屋橋	20%
	大阪城公園駅前	21%
	御堂筋①	35%
	御堂筋②	47%
	難波駅前	11%
	阿倍野歩道橋	1%
追加	うめきた2期	〇%
	大阪駅前（南）	〇%
	新大阪駅前	〇%
	大阪城東部	〇%
	夢洲	〇%



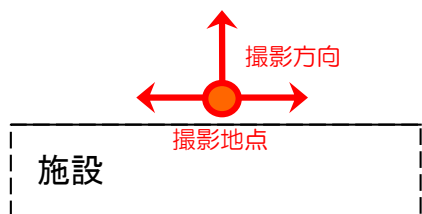
※ 継続の8地点は2024（令和6）年7月の測定結果、追加の5地点は2025（令和7）年7月頃に測定予定

■「緑視率」の測定場所と基準値

■緑視率の測定方法

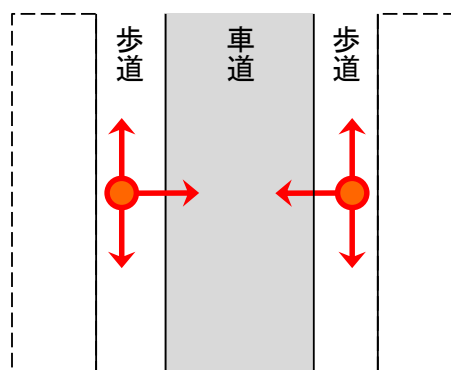
各測定場所において、撮影地点と複数の撮影方向を設定し、撮影した各写真に写る緑の割合を平均した値を、その測定場所の緑視率とします。撮影地点と撮影方向は、評価の対象としたい緑を写真に納められるように設定します。

(例1) 施設の出入口



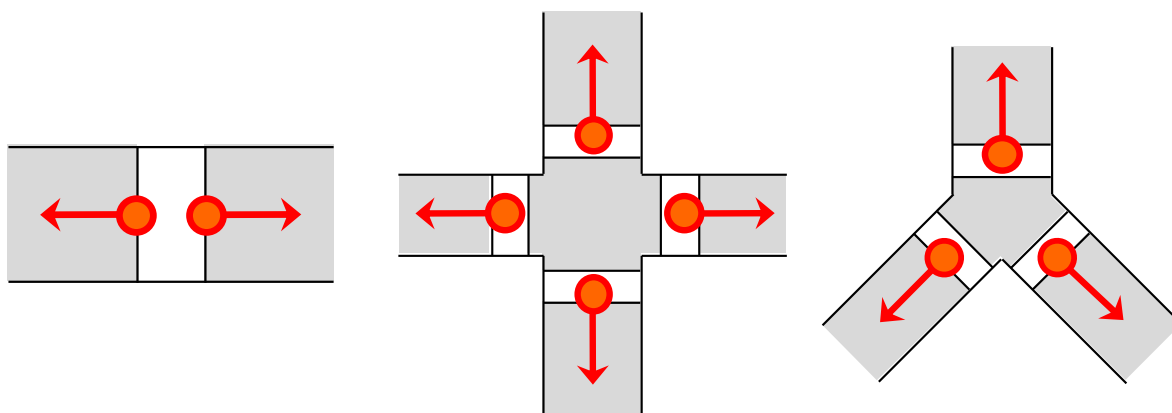
駅等の施設の出入口から3方向を撮影

(例2) 道路（歩道）



両側に歩道がある場合には、測定場所1箇所あたり撮影地点を2地点設定し、それぞれの撮影地点から3方向を撮影

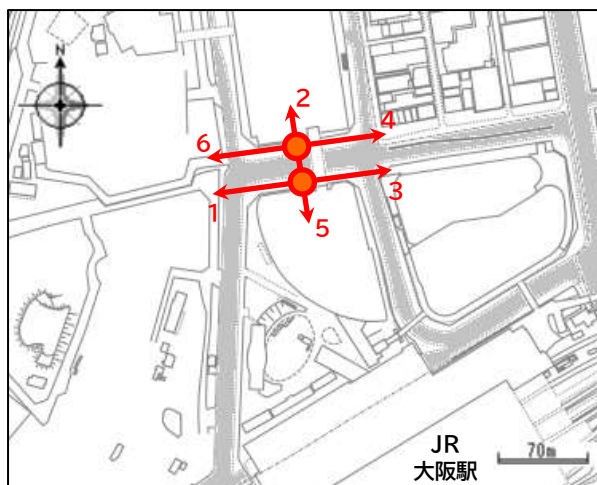
(例3) 道路（歩道橋）



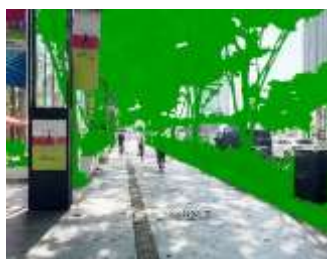
歩道橋の上から、各道路の方向を撮影

■緑視率の測定方法例

■うめきた1期(39%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(37.4%)



2(45.6%)



3(27.9%)



4(33.2%)

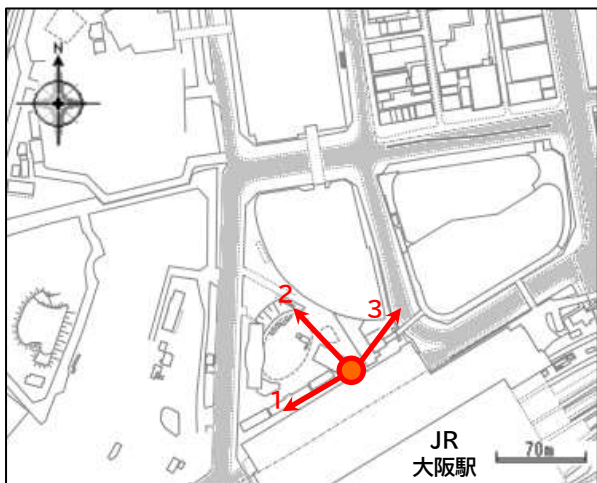


5(53.6%)

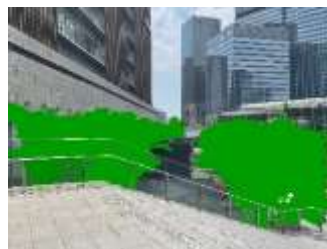


6(39.1%)

■大阪駅前(北)(19%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(25.1%)

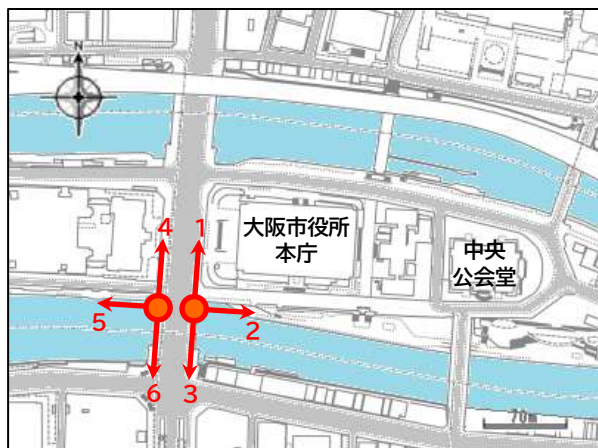


2(9.1%)



3(23.7%)

■淀屋橋(20%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(22.8%)



2(21.2%)



3(9.0%)



4(17.7%)

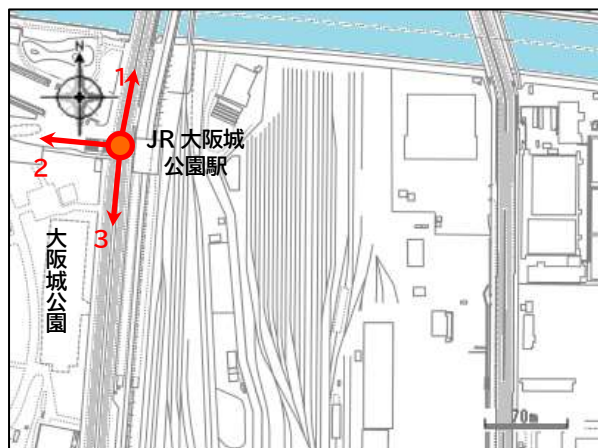


5(38.5%)



6(8.9%)

■大阪城公園駅前(21%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(21.3%)

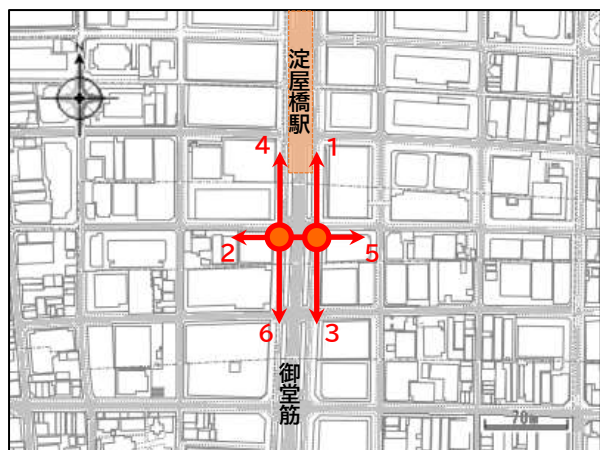


2(11.2%)



3(29.5%)

■御堂筋①(35%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(28.4%)



2(43.3%)



3(38.4%)



4(25.1%)

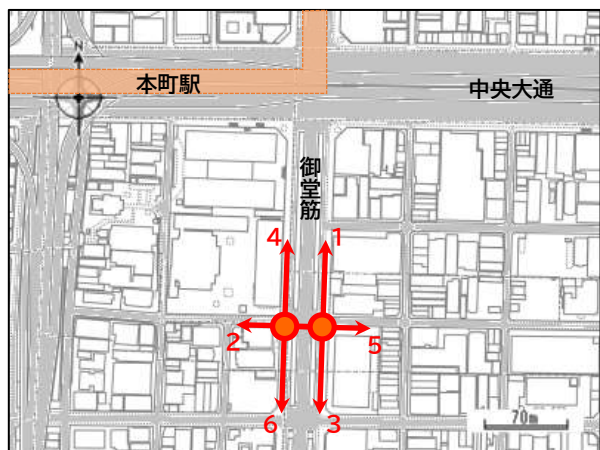


5(46.7%)



6(28.0%)

■御堂筋②(47%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(52.1%)



2(48.6%)



3(46.0%)



4(33.2%)

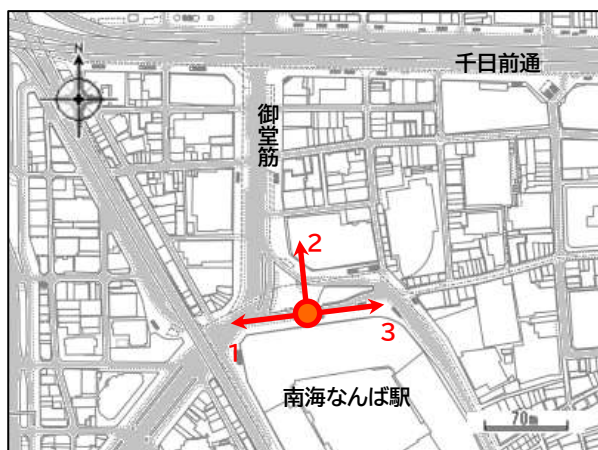


5(50.4%)



6(54.6%)

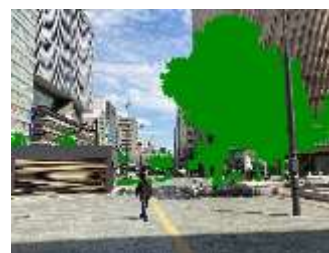
■難波駅前(11%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(1.4%)

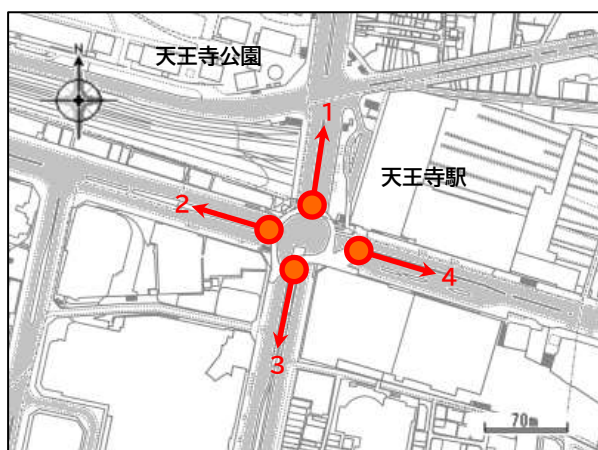


2(20.4%)



3(12.6%)

■阿部野歩道橋(1%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



1(2.2%)



2(0.1%)



3(0.4%)

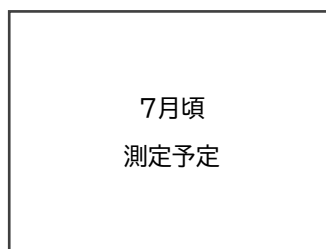


4(2.4%)

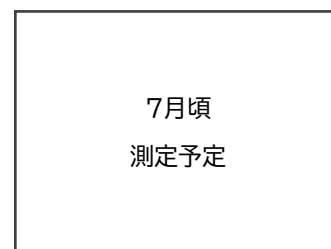
■うめきた2期(〇%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。

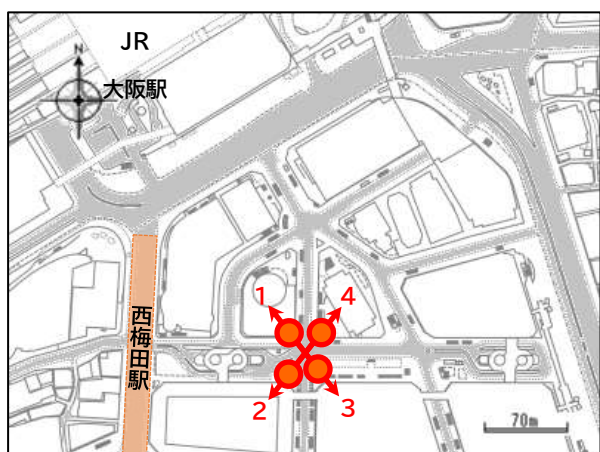


1(〇%)

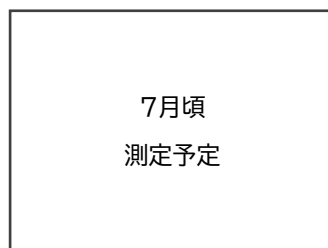


2(〇%)

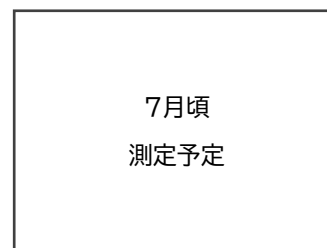
■大阪駅前(南)(〇%)



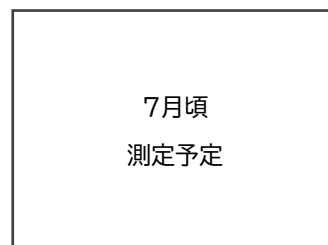
※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。



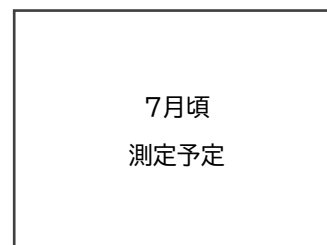
1(〇%)



2(〇%)

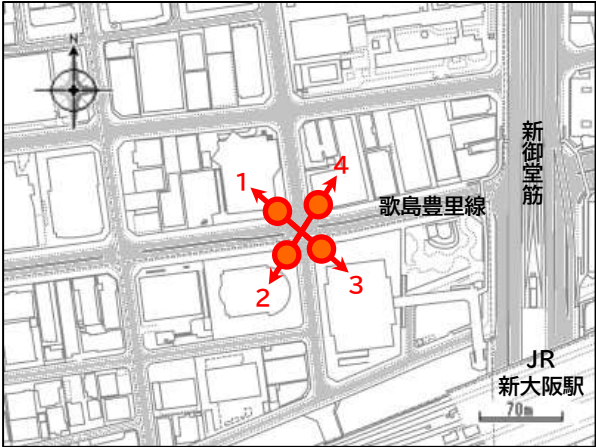


3(〇%)



4(〇%)

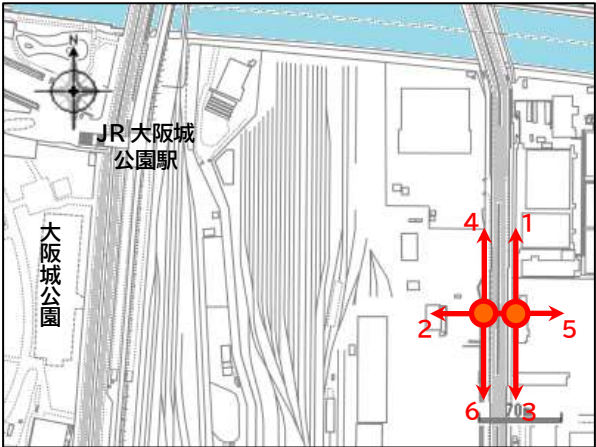
■新大阪駅前(〇%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。

7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
1(〇%)	2(〇%)
7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
3(〇%)	4(〇%)

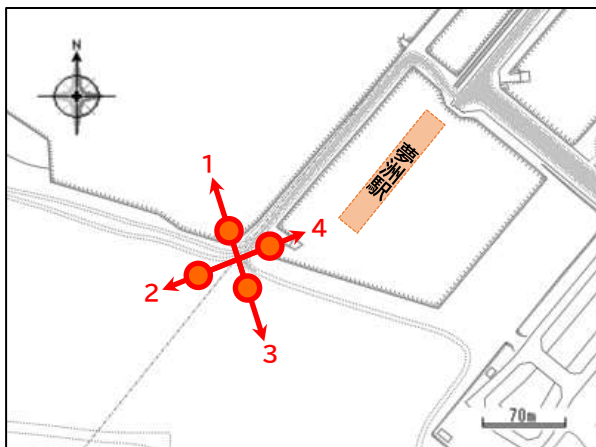
■大阪城東部(〇%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。

7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
1(〇%)	2(〇%)
7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
3(〇%)	4(〇%)
7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
5(〇%)	6(〇%)

■夢洲(〇%)



※ 地図は 2023（令和5）年1月時点のものであるため、現状と異なる場合がある。

7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
1(〇%)	2(〇%)
7月頃 測定予定	7月頃 測定予定
3(〇%)	4(〇%)

②地域に身近な都市公園の利用状況

地域に身近な都市公園の利用状況については、スマートフォンの所有者を対象に調査した人流データから、地区公園及び近隣公園における平均利用者数及び平均滞在時間を推計します。

なお、平均利用者数及び平均滞在時間は、スマートフォンの所有者を対象に推計していることから、スマートフォンを所持していない利用者の情報は反映されません。そのため、利用者数は実際よりも過少となる傾向にあり、また滞在時間も実際とは異なります。このことを踏まえ、本指標はあくまで都市公園の利用に関する傾向・ポテンシャルを示したデータとして取り扱うこととします。

公園種別	推計平均利用者数（1日あたり）※		推計平均滞在時間※
	総数	1公園あたり	
地区公園	約 8,400 人	約 310 人	約 20 分
近隣公園	約 10,500 人	約 140 人	約 20 分

※ 2022（令和4）年調査結果

■「地域に身近な都市公園の利用状況」の基準値

■都市公園の種類

都市公園にはその設置目的などにより、いくつかの種類があります。例えば「住区基幹公園」は、主に居住者の利用に供することを目的とした公園で、下記のとおり「街区公園」「近隣公園」「地区公園」といった種別に細分化されます。また「都市基幹公園」は、都市住民全般の利用に供することを目的とした公園で、種別としては「総合公園」と「運動公園」に分類されます。その他にも、「大規模公園」や「緩衝緑地等」といった種類があります。

種類	種別	内容	大阪市営公園の数※
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	859
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	76
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	27
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	7
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1

※ 2024（令和6）年4月1日現在

■都市公園の種類（住区基幹公園・都市基幹公園のみ抜粋）^{【出典 35】}

第4章 みどりのまちづくりに向けた取組

1. 取組の体系

基本理念やみどりの将来像を実現させるためには、行政のみならず、民間の企業・法人や市民などが互いに連携しながら、様々な取組を主体的に進めていく必要があります。ここでは、前章で整理した基本方針に沿って、みどりのまちづくりに向けた取組について整理します。

基本方針①の「都市を支える健全で快適な『みどり』を“育む”」については、今あるみどりの保全・機能向上を図りつつ、多様なみどりを新たに創出する取組が求められることから、「みどりの持続的な保全と機能向上」と「多様なみどりの創出」に関する取組を設定します。

基本方針②の「まちの多様な『みどり』を“活かす”」では、様々なみどり空間を使いこなす観点と、エリアやみどりの特性を踏まえた活用・運営を展開するマネジメントの観点が求められることから、「柔軟なみどりの活用」と「エリアやみどりの特性に応じたマネジメント」に関する取組を設定します。

基本方針③の「人と人が『みどり』で“つながる”」については、「みどりを介した人と人のつながりの醸成」を図る取組を設定します。また、みどりを介したつながりを生み出すためには、まずは人とみどりのつながりを強めていくことが求められ、各基本方針に基づく個別取組を一体的に推進する上でも重要であることから、そのための取組として「みどりに関する情報・価値の共有と発信」も設定します。

基本方針① 都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”		ページ
(1)みどりの持続的な保全と機能向上		
【既存のみどりの適切な管理と機能向上】		72～73
【大阪の個性を特徴づけるみどりの保全】		74
(2)多様なみどりの創出		
【都市の基盤となるオープンスペースの創出】		75
【多様な都市空間を活用した緑化の推進】		76
基本方針② まちの多様な「みどり」を“活かす”		ページ
(3)柔軟なみどりの活用		
【みどり空間における幅広い活用の促進】		77
(4)エリアやみどりの特性を踏まえたマネジメント		
【みどりの波及効果を高める活用・運営】		78
基本方針③ 人と人が「みどり」で“つながる”		ページ
(5)みどりを介した人と人のつながりの醸成		
【みどりに対する多様な関わり方の拡大】		79
(6)みどりに関する情報・価値の共有と発信〈それぞれの個別取組を一体的に推進するための取組〉		
【みどりに関する多様な情報の共有・発信】		80
【みどりの価値の見える化】		81

2. 個別取組

(1) みどりの持続的な保全と機能向上

【既存のみどりの適切な管理と機能向上】

街路樹・公園樹や都市公園など、これまでに蓄積してきたみどりのストックは多様な機能を有しますが、老朽化などに伴い、それらの機能が十分に発揮されていない状況にあります。社会課題の解決や多様なニーズへの対応といった観点も踏まえ、みどりのストックが持つ機能を最大限に発揮させるために、計画的な維持管理や更新、機能向上を図っていきます。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人

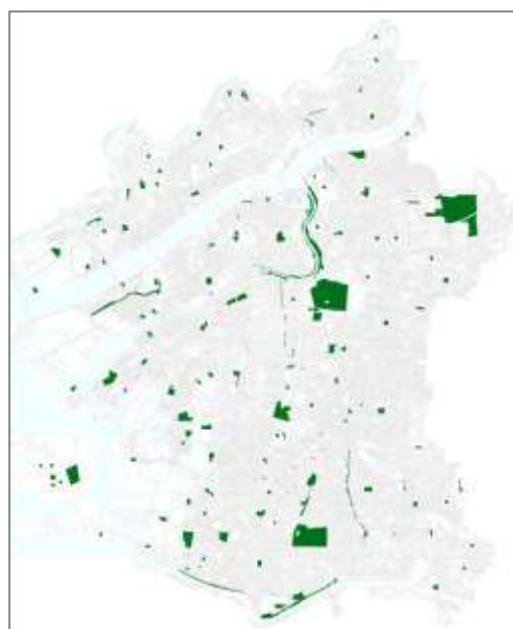


市民等

●健全で活力ある樹木の保全育成

街路樹・公園樹は、環境保全への貢献などにより市民生活を支える重要な都市インフラであり、豊かな緑陰を形成することは、都市の景観・快適性向上や、都市格を高めることにも寄与します。

これらの樹木を健全で活力あるものにするために、市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成【LP】を推進するとともに、「“みどりの都市魅力”を創出するエリア」における街路樹・公園樹を対象に、美しい樹形と豊かな緑陰を形成し、多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上【LP】を図っていきます。



■「“みどりの都市魅力”を創出するエリア」の街路樹(左)と公園樹(右)の対象

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

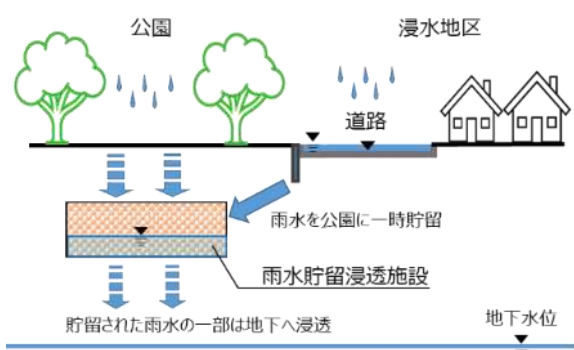
●安全・安心で魅力的なみどり空間の管理と機能向上

都市公園や港湾緑地、生産緑地、民有地におけるオープンスペースなど、これまでに確保してきた官民のみどり空間においては、公園愛護会をはじめとした多様な主体との連携を図りながら、だれもが安全・安心できる場としての適切な維持管理を引き続き進めていきます。



■公園愛護会による活動

また、公園施設の更新時期や地域の特性などに応じて、都市型洪水による被害の軽減を図る雨水貯留浸透機能の向上や、利用者の意見を反映した都市公園の魅力向上【LP】など、みどり空間が有する機能をさらに高めるリニューアルなども推進します。



■都市公園における雨水貯留浸透施設の整備事例

【大阪の個性を特徴づけるみどりの保全】

大和川や淀川、大川といった河川、上町台地の斜面地に残る樹林地は、大阪の歴史・文化を感じられる貴重なみどりであり、生態系ネットワークの拠点となりうる自然環境を形成しています。これらのみどりの価値を多様なステークホルダーで共有し、歴史・文化や自然を感じられるみどりの保全に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。

なお、保全配慮地区におけるみどりの保全等の方針については、後述（97～104 ページ）にて整理しています。

[具体事業例]



行政



民間の企業・法人



市民等

●大阪の歴史・文化を感じられるみどりの保全

上町台地に残存する斜面地の樹木・樹林や、特別緑地保全地区にしている加賀屋緑地など、寺社・仏閣や歴史的建造物などとともに存在するみどりは、大阪の歴史・文化を感じられる貴重な地域資源となっています。そのため行政としては、保存樹・保存樹林の指定や補助、景観計画や風致地区の指定に基づく規制誘導、貴重なみどりに関する情報発信などにより、保全に向けた取組を推進します。また、地域の特性に応じた多様なステークホルダーが主体となり、日常的な維持管理やそのサポートを進めます。



■上町台地の斜面に残る樹木・樹林

●生態系ネットワークの拠点となりうる自然環境の保全

寺社・仏閣とともに存在するみどりや、大規模な都市公園などは、生態系ネットワークの拠点となりうる自然環境を形成しています。これらのみどりについて、上記の取組と同様に、多様なステークホルダーによる保全や意識啓発を推進します。



■加賀屋緑地【出典 36】



行政

●広大で豊かな自然環境との共生

淀川や大和川は、ワンドや河川敷の草地などが多様な生き物の生息・生育環境となり、また、市民にとっても広大で豊かな自然を感じられる貴重な河川空間となっています。ヒートアイランド現象の緩和にもつながる河川空間の保全や、自然環境保全の重要性に関する市民への情報発信などについて、国や大阪府と連携しながら進めます。



■多様な生き物を育むワンド（城北ワンド群）【出典 37】

(2) 多様なみどりの創出

【都市の基盤となるオープンスペースの創出】

都市におけるオープンスペースは、災害時の避難場所のほか、休養・休息や健康増進、子育て、にぎわいづくりの場となるなど、都市生活の基盤となる重要な空間です。高度に都市化された大阪市では、オープンスペースを整備する空間に限りがありますが、その中でも官民が多様な手法を活用しながら、オープンスペースの創出を引き続き進めていきます。

なお、緑化重点地区における緑化等の方針については、後述（82～96 ページ）にて整理しています。

〔具体事業例〕



行政

●みどりの拠点となる都市公園の整備

大規模な都市公園は、災害時における避難場所となるほか、雨水の流出抑制による都市型洪水の軽減、豊かな自然環境・生物多様性の確保、暑熱環境の改善、大都市・大阪としての魅力向上など、多様な機能を有します。そのため、今後も都市におけるみどりの拠点となるような大規模な都市公園の整備を計画的に進めます。



■うめきた公園
(2024(令和6)年 11 月時点)

●地域に身近な都市公園の整備

中小規模の都市公園は、大規模な都市公園と同様、防災や自然環境、都市環境などの面で多様な機能を有するほか、地域における子育て支援や健康増進、地域コミュニティの醸成など、周辺住民の日常生活により密着した役割を担います。今後も地域での暮らしを支えていくため、地域な身近な中小規模の都市公園の整備についても計画的に進めます。



行政



民間の企業・法人

●民間開発によるオープンスペースの創出

高度に都市化され、都市公園を整備する空間に限りがある大阪市では、民間開発に合わせてオープンスペースを創出することも有効です。開発許可制度や総合設計制度なども活用しながら、民有地におけるオープンスペースも確保していきます。



■総合設計制度による公開空地
(新ダイビル 堂島の杜)^{【出典 38】}

【多様な都市空間を活用した緑化の推進】

都市の環境改善や生き物の生息・生育・移動空間となるようなみどりづくり、実感できるみどりづくりなどを進める上では、オープンスペースを確保する取組に加え、屋上や壁面、中低層階、屋内など、高度に都市化された空間を最大限に活用した緑化が求められます。そのため、公有地・民有地を問わず、空間の特性などに応じた様々な緑化を推進していきます。

なお、緑化重点地区における緑化等の方針については、後述（82～96 ページ）にて整理しています。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●公共施設における緑化の推進

都市公園や道路、庁舎、学校などの公共施設は、市民をはじめとした多くの人が集まる場所であることから、みどりの実感につながる緑化が求められます。今後も「種から育てる地域の花づくり」事業などを通じ、地域住民などとの協働も推進しながら、公共施設の緑化を引き続き進めていきます。



■「種から育てる地域の花づくり」事業による緑化

●民間開発による緑化の推進

大阪市みどりのまちづくり条例や各種要綱などに基づき、民有地における緑化を引き続き推進していきます。また、大阪府による表彰制度や、国により新設された優良緑地確保計画認定制度なども活用しながら、開発に合わせた民有地緑化の推進【LP】にも取り組んでいきます。



■民間事業者による緑化
(新梅田シティ「新・里山」)^{〔出典 39〕}



行政



市民等

●市民が主体となった緑化の推進

緑化樹の配付事業（地域緑化推進事業）を活用した地域団体による緑化など、市民が主体となった緑化を推進していきます。また、花と緑についてより専門的な知識を持ち、地域で率先して緑化活動を行うグリーンコーディネーターの認定・育成を引き続き進め、グリーンコーディネーターをリーダーとした緑化活動や普及啓発の取組を実施していきます。



■グリーンコーディネーターによる活動

(3) 柔軟なみどりの活用

【みどり空間における幅広い活用の促進】

みどりの機能を最大限に発揮させるためには、みどりを“育む”取組だけでなく、それらを様々な目的で利用・活用することが重要です。そのため、都市公園や港湾緑地、河川、道路、民有地の空間など、多様なみどり空間を対象として、ライフスタイルやライフステージに応じた幅広い活用を促進していきます。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●都市公園の利用・活用

都市公園は都市における主要なみどり空間であり、自由な発想で使いこなすことで、みどりに対する愛着の醸成につながります。行政によるイベント等の実施だけでなく、民間の企業・法人や市民等が、都市公園を積極的かつ日常的に都市公園を利用・活用し、行政はパークファンなどの取組を通じた支援を行うことで、多様な主体によるみどり空間の幅広い活用【LP】の実現をめざします。



■パークファンによる公園活用
(アート体験)

●多様なみどり空間の活用

港湾緑地や河川・道路の空間といった、都市公園以外の公共空間についても、それぞれの空間の特性に応じた活用を図ることで、にぎわいの創出や自然とのふれあいにつなげていきます。また、公開空地などのオープンスペースにおける催しや、農地における農業体験など、民間の企業・法人などが主体となった民有地の活用も進めることで、多様な主体によるみどり空間の幅広い活用【LP】の実現をめざします。



■沿道の空間を活用した催し
(マルシェ)



■β本町橋における河川空間の活用【出典 40】



■常吉西港湾緑地の魅力向上・管理運営事業
(イメージパース)

(4) エリアやみどりの特性に応じたマネジメント

【みどりの波及効果を高める活用・運営】

都市におけるみどりは、周辺の地域や都市全体に好影響を与える波及効果（3ページ）を有しており、エリアやみどりの特性に応じて様々な形で発揮します。この波及効果を高める観点から、みどりの活用・運営を展開していきます。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●みどりの拠点となる都市公園のマネジメント

大規模な都市公園は、都市におけるみどりの拠点であり、適切な維持管理だけでなく、公園利用者への質の高いサービス提供などが求められます。そのため、それぞれの公園の特性に応じた適切な官民連携手法も用いながら、効果的・効率的なマネジメントを引き続き推進します。また、公園利用者や周辺の地域住民・企業等といった、公園に関わるステークホルダーが集まる「プラットフォーム」の構築・運営など、多様な主体が公園のマネジメントに参画する取組も進めることで、地域・都市のにぎわいの拠点ともなる公園の持続的な魅力向上につなげていきます。



■大規模な都市公園の例
(左:大阪城公園、右:天王寺公園)



■プラットフォームの活動
(靱公園)

●多様なステークホルダーによるみどり空間の活用・運営

みどりによる波及効果を発揮させるためには、その効果を享受するステークホルダーが、地域の課題解決やエリアの価値向上などを見据えて主体的にみどり空間を活用・運営することが効果的です。また、多様な主体を公園の新たなステークホルダーとして呼び込むことも必要です。そのため、今後の新たな取組として、地域住民や周辺企業、エリアマネジメント団体などといった、地域・エリアのステークホルダーによるみどり空間の活用・運営【LP】を試行的に実施します。



■地域主体のイベント【出典 41】

(5) みどりを介した人と人のつながりの醸成

【みどりに対する関わり方の拡大と実践】

みどりを介した人と人のつながりを生み出していくためには、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、みどりとの関わりを少しでも持つことが重要です。そのため、みどりとの関わり方のバリエーションを増やすとともに、参画のハードルを下げる取組を進めていきます。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●みどりと関わるアクションの実践

みどりとの関わり方には、前述の“育む・活かす”取組や、後述の情報発信に関する取組をはじめ、様々なバリエーションが想定されます。例えば緑化等のボランティア活動に参加するような関わり方だけでなく、公園を利用することや、街路樹を見て季節の移ろいを感じることも関わり方の一つと言えます。まずは市民の皆様や民間の企業・法人といった多様な主体が、日常生活の中で実践できるアクションから始めていくことで、みどりのまちづくりの発展や、人と人のつながりの醸成につなげていきます。なお、みどりと関わる主なアクションについては、参考資料にリスト化しています。

また、一人ひとりのアクションを促し、みどりのまちづくりを推進していくためには、それを支援する仕組みが必要です。多様な主体が互いにつながるマッチングの促進や、寄付制度の充実など、みどりのまちづくりに参画・支援する取組の展開【LP】も併せて進めていきます。



■みどりと関わるアクションの例

(6) みどりに関する情報・価値の共有と発信

【みどりのまちづくりを推進する情報の共有・発信】

みどりのまちづくりを推進し、人と人のつながりを生み出していくためには、まずはみどりについて知ることや、身近な存在として感じる事が重要です。そのため、みどりに関する情報を様々な形で共有・発信することで、その情報が多くの人のもとに届き、次のアクションにつながっていくことをめざします。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●様々な手法を活用した効果的な情報発信と普及啓発

情報発信の手法や媒体は多岐にわたりますが、一人ひとりの興味・関心やよく目にする媒体は、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて異なります。そのため、みどりに関する情報を効果的に伝えていくためには、特定の手法や媒体に偏ることなく、幅広いアプローチでの共有・発信が重要と考えられます。

これまで本市では、公園緑化普及啓発広報紙「ひふみ」や、公園でのイベントなどを通じて、情報発信や普及啓発を進めてきました。これらの取組は今後も継続的に進めつつ、2024（令和6）年から運用を開始した、みどりの都市・大阪 ONLINE の [ポータルサイト](#) や SNS などの多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信【LP】にも取り組むことで、将来的には市民の方々や民間の企業・法人からの発信も含めた、双方向の情報交流が展開されることをめざしていきます。



■情報発信ツールの例

（左：公園緑化普及啓発広報紙「ひふみ」、右：[みどりの都市・大阪 ONLINE](#)）

【みどりの価値の見える化】

みどりのまちづくりを持続的に展開していくためには、みどりが有する価値をわかりやすい形に「見える化」し、都市におけるみどりの有用性を広く共有することが重要です。新たな技術や研究成果も活用しながら、大阪市におけるみどりの価値の定量化や発信を推進していきます。

【具体事業例】 ※【LP】：「第5章 リーディングプロジェクト」に位置づけている事業



行政



民間の企業・法人



市民等

●主要なみどりを対象とした価値の共有

大阪市におけるみどりの価値を広く共有するためには、まずは多くの人々がイメージできるような、大阪市を代表する主要なみどり資源を対象に、価値の見える化を進めることが有効であると考えられます。

近年ではインパクト投資の広がりなどを背景に、民間の企業・法人がみどりの価値の定量化を試みる事例が増えてきました。また、国においても、みどりが有する多面的な価値（気候変動への対応、生物多様性の確保、Well-being の向上）に着目した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）^{〔出典 42〕} が創設されました。こうした動きとの連携を、大阪市内のみどりにおいて推進していきます。

また、街路樹及び公園樹についても、まずは主要な路線や都市公園を対象に、樹木がもつ多様な機能や価値を定量化する取組（i-Tree）を進め、多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信【LP】の中で、広く発信していきます。

調査項目	試算方法	便益/効果の試算結果の概要
みどりから直接もたらされる効果		
災害時の避難場所	人身被害抑止効果の試算	人身被害抑止額が上町断層帯地震では最大11.8億円、南海トラフ巨大地震では最大0.2億円
雨水貯留効果	流出雨水の下水処理費用削減額の試算	費用削減額が年間571万円
生態系/生物多様性の維持	CVM（仮想価値法）による支払意思額の試算	年間便益が大阪市で7.9億円、大阪府で18.5億円
ヒートアイランド現象の緩和	ヒートアイランド対策熱負荷計算モデルによる排出熱量の試算	熱排出ピークの14時での排出量が通常のオフィスビル開発と比べて4分の1に軽減
健康増進効果	散策・運動による医療費削減効果の試算	年間医療費削減額が8.3億円
みどりを活かしたまちづくりからもたらされる効果		
不動産価値の向上	ヘドニックアプローチに基づく地価関数の推計	周辺地価が2023年対比3.4%～19.4%上昇
シビックプライドの向上	CVM（仮想価値法）による支払意思額の試算	年間便益が大阪市で15.9億円、大阪府で37.8億円
経済波及効果	大阪府産業連関表による分析	大阪府への経済波及効果が年間639億円
イノベーションの創出	アンケート等による多様性や行動変容の把握	（グラングリーン大阪開業後の試算を検討）

■グラングリーン大阪を対象としたみどりの価値の見える化の事例^{〔出典 43〕}

3. 緑化重点地区における緑化等の方針

(1) 緑化重点地区について

大阪市では、大阪の都市魅力の向上や、みどりの都市イメージの構築・発信という視点から、大阪の顔となる6つのエリア（新大阪・大阪地区、なんば・天王寺・あべの地区、大阪城周辺地区、御堂筋周辺地区、中之島周辺地区、夢洲・咲洲・舞洲地区）を緑化重点地区として設定し、各地区の特性に応じたみどりのまちづくりを推進してきました。

これらの地区において、みどりのまちづくりを一層推進させるために、みどりの創出などのハード面の取組だけではなく、市民・民間事業者・行政の連携などのソフト面の取組まで含めた大きな方向性を示した「緑化重点地区における緑化等の方針」を地区ごとに設定します。なお、「新大阪・大阪地区」については、淀川を含めたみどりのネットワークや、「大阪のまちづくりグランドデザイン」^{【出典 17】}との整合の観点から、一体的なエリアとして捉えつつ、方針については大阪・新大阪それぞれの地区の特性や、まちづくりの動きも踏まえ、「大阪地区」と「新大阪地区」に分けて設定します。



■緑化重点地区位置図

(2) 各地区の緑化等に向けた方針

1) 新大阪・大阪地区

【大阪地区】

地区の概要

大阪地区では、立地上のポテンシャルを活かし古くから、市街地整備事業などのまちづくりが行われてきました。近年では大阪ステーションシティなど都市再生特別地区の指定を受けた開発も多く行われています。

また、JR 大阪駅北側のうめきた地区では、2024（令和 6）年9月にうめきた2期区域の先行まちびらきが行われ、うめきた公園を中心とした新たなみどりの創出を推進しています。さらに、企業等によるエリアマネジメント活動も活発に行われており、継続的なまちづくりの取組が展開されています。

本地区では、今後開発が予定されみどりを新たに創出する＜大阪駅北エリア＞と、一定のまちづくりが完了し、みどりの維持管理についてステークホルダーと協働していく＜大阪駅南エリア＞を設定し、方針を検討しました。

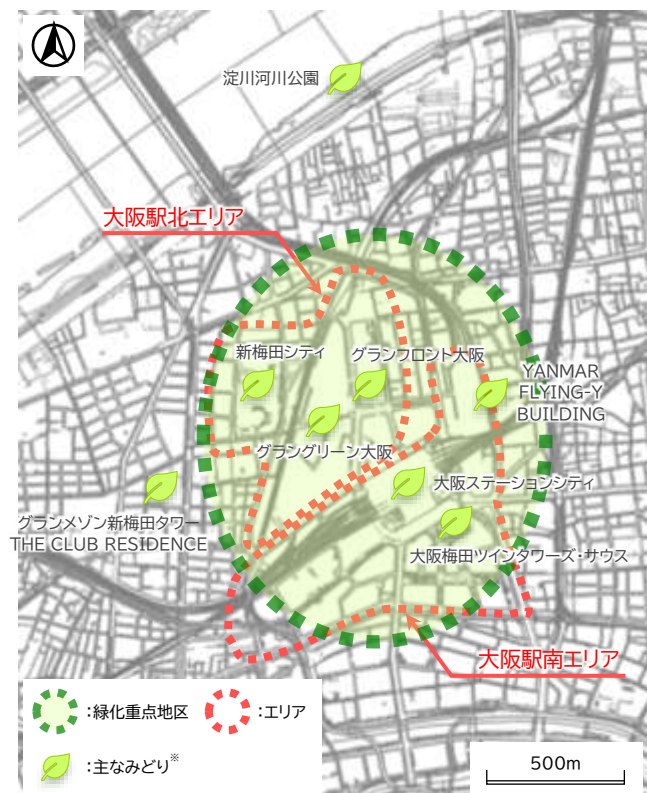
みどりの現況

＜大阪駅北エリア＞

- うめきた 2 期開発において、4.5ha の都市公園及び街路樹を整備しました。
- グラングリーン大阪や新梅田シティなど、民有地内においても一定量の緑化が行われています。

＜大阪駅南エリア＞

- 地区南西部の西梅田公園以外に都市公園は存在していません。
- 市街地整備事業により基盤整備が行われ、幹線道路には街路樹が適正に整備されています。
- 大阪ステーションシティや大阪梅田ツインタワーズ・サウスなど、民有地内において一定量の緑化がされています。



■大阪地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」【出典 19】を受賞したみどりなどを掲載。

大阪地区の基本方針

大阪の「顔」にふさわしい「みどりの空間」の形成と、 周辺への効果の波及

大阪地区の個別方針

個別方針1 大阪地区における「みどりの核」形成

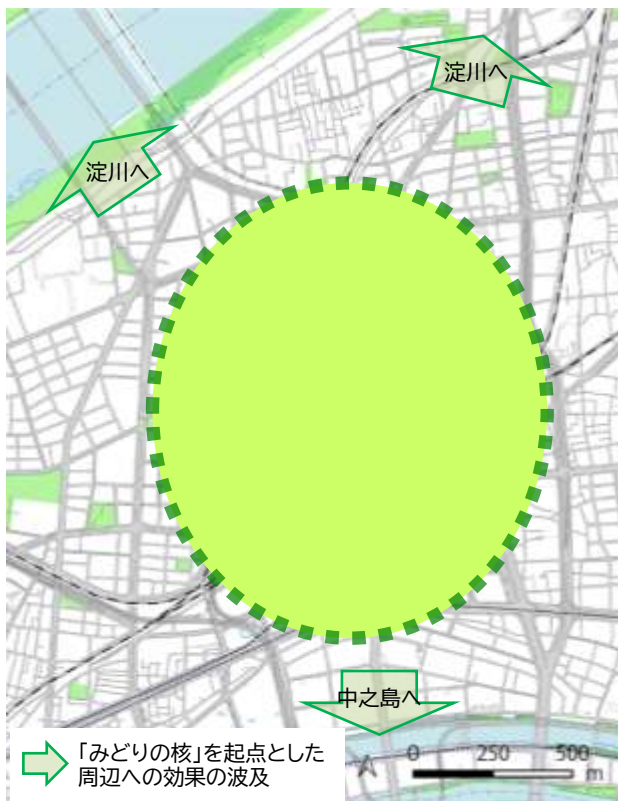
- (1) うめきた 2 期区域全体で概ね 8ha の「みどりの核」を創出
- (2) 多様な価値を創造する「みどり」を創出
- (3) 地区周辺の防災・減災に資する「みどり」の創出
- (4) 様々な手法を用いた屋内外の立体的な「みどり」を創出

個別方針2 官民連携による質の高い「みどり」の管理と担保

- (1) エリアマネジメント組織により民有地と公共空間の「みどり」を一体的に管理
- (2) 地区計画などを活用した「みどり」の担保

個別方針3 「みどりの核」を起点とした周辺への効果の波及

- (1) 高密な都市部における立体的な「みどり」や民有地における地上部の緑陰の創出
- (2) うめきた 2 期区域の水とみどりの創出による淀川と中之島を結ぶ生物の生息・移動環境の中継点などとしての機能の向上



■「みどりの核」を拠点とした
効果の波及イメージ



■うめきた公園



■大阪地区内の代表的なエリアマネジメント
団体※

※ 【出典 44】を一部加工して作成。

【新大阪地区】

地区の概要

新大阪地区では、新大阪駅西部～南部は業務施設や商業施設が集積している一方で、東部～北部は共同住宅や一戸建て住宅が多く、文教施設も混在しています。また、新大阪駅エリア（新大阪駅から約 500 m 圏域）は「都市再生緊急整備地域」に指定されており、質の高い機能の集積と、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図ることとしています。

本地区では、都市再生緊急整備地域を含む範囲（新大阪駅から半径約 500m 圏内）を緑化重点地区として設定し、今後の様々なまちづくりの動きに合わせた緑化等を推進することで、地区における緑化の取組を先導していくことをめざし方針を検討しました。

みどりの現況

- 新大阪駅の周辺では、いずれの主要道路にも街路樹が植栽されており、都市公園・公開空地などの小規模なオープンスペースが点在しています。
- 限られた空間の中で、公開空地、屋上緑化、壁面緑化等によりみどりが確保されています。
- 地区の南側には淀川の広大なみどり空間が広がっています。



■新大阪地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」^{【出典 19】}を受賞したみどりなどを掲載。

新大阪地区の基本方針

関西のゲートウェイとしてふさわしい高質なみどりの創出と 淀川につながるみどりのネットワークの形成

新大阪地区の個別方針

個別方針1 新大阪駅周辺のまちづくりと連動したみどりの創出

- (1) 新幹線新駅関連プロジェクトや民間都市開発と連動した居心地の良いみどりの創出
- (2) 屋内外でのオープンスペースなどを活用したみどりの創出

個別方針2 重点地区と淀川をつなぐみどりのネットワークの拡大・強化

- (1) 健全な街路樹の育成による連続的なみどりの確保
- (2) 民間建築物等の屋上緑化・壁面緑化の促進



■新大阪地区内及び周辺での開発等の状況【出典 45】



■新大阪地区における民間都市開発のイメージ【出典 45】



■低層部のイメージ【出典 45】

2) なんば・天王寺・あべの地区

地区の概要

なんば・天王寺・あべの地区は、関西国際空港に直結する主要交通結節点であるとともに、多様な商業施設や観光資源が集結しており、国内外からの来訪者の玄関口として多くの人が訪れています。また、難波・湊町地域及び阿倍野地域は「都市再生緊急整備地域」に指定されており、難波・湊町地域ではビジネス・商業・文化などの多機能複合市街地の形成や交通拠点機能の強化、阿倍野地域では商業・ビジネス機能と居住機能の充実によるにぎわいのあるまちづくりが進められています。

本地区では、大阪ミナミの玄関口となるなんば各駅周辺の〈なんばエリア〉と天王寺駅を中心に天王寺公園の機能充実とまちの魅力づくりの一体化を図っている〈天王寺・あべのエリア〉及び、その2つのエリアの中間地点である〈新今宮エリア〉の3つを設定し、方針を検討しました。

みどりの現況

〈なんばエリア〉

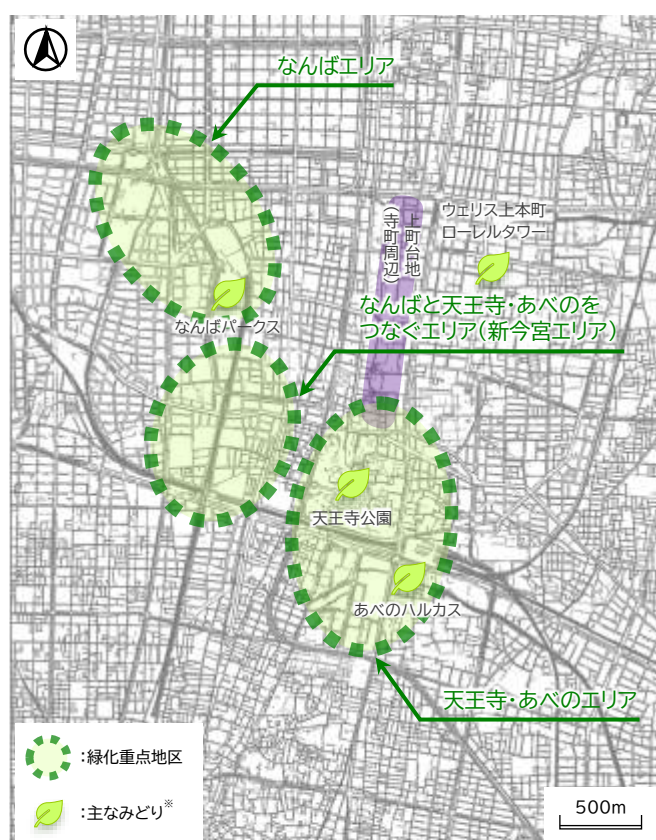
- なんばエリアに大きな公園はなく、民間施設・なんばパークスにおいてまとまったみどりが形成されています。
- エリア北部には、道頓堀川が位置し、とんぼりリバーウォークなど水辺を活かした環境整備が行われています。

〈天王寺・あべのエリア〉

- 天王寺・あべのエリアには、大阪唯一の動植物公園である天王寺公園（面積約26.2ha）があり、都心部で貴重なみどり空間を創出しています。
- 官民連携により公園の新たな魅力を創出し、みどりあふれる文化交流拠点をめざしています。
- 天王寺駅周辺にはあべのハルカスやあべのキューズモールなどの商業施設等が立地し、屋上緑化や壁面緑化、あべの筋の路面電車軌道敷の芝生化など、民有地によるみどり空間が創出されています。

〈なんばと天王寺・あべのをつなぐエリア（新今宮エリア）〉

- 2022（令和4）年4月にオープンしたホテル「OMO7 大阪」は、建物の前面にガーデンエリアを設け、まとまったみどりを創出しています。
- 恵美公園では、新たなにぎわいの創出のため、拡張整備に向けた検討を進めています。

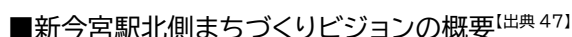
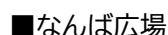


■なんば・天王寺・あべの地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」【出典19】を受賞したみどりなどを掲載。

なんば・天王寺・あべの地区の個別方針

- (1) 安全性や防災性の確保だけでなく多様な世代が利用でき、地域のコミュニティ醸成やにぎわい創出の場となる公園等の創出
- (2) 新たなみどり空間を拠点としたにぎわいの創出とまちづくりと連動したにぎわいの波及と回遊性の向上



3) 大阪城周辺地区

地区の概要

大阪城地区は、大阪城公園の緑や寝屋川、大川など豊かな自然環境に恵まれるだけでなく、大阪城や難波宮跡などの歴史資源も多く存在しています。また、公園周辺の交通インフラも充実しており、各駅のターミナル周辺では業務系、商業系などの都市機能が多く集積しています。近年では、大阪城公園の魅力向上の取組により多くの外国人観光客でにぎわっています。本地区では、大阪城公園や難波宮跡公園など一定のみどりが存在する〈大阪城エリア〉と、大阪城エリアを囲むエリアを地域特性ごとにみどりの状況やまちづくりの現況が異なる3つのエリア〈京橋・OBPエリア〉〈森ノ宮エリア〉〈天満橋・大手前エリア〉を設定し、方針を検討しました。

みどりの現況

〈大阪城エリア〉

大阪城公園には多くの樹木が植樹され、多種多様な生き物の貴重な生息の場となっています【出典 48】。難波宮跡公園では、2025（令和7）年3月に北部ブロックを開園し、新たなみどりの空間を創出しました。

〈京橋・OBPエリア〉

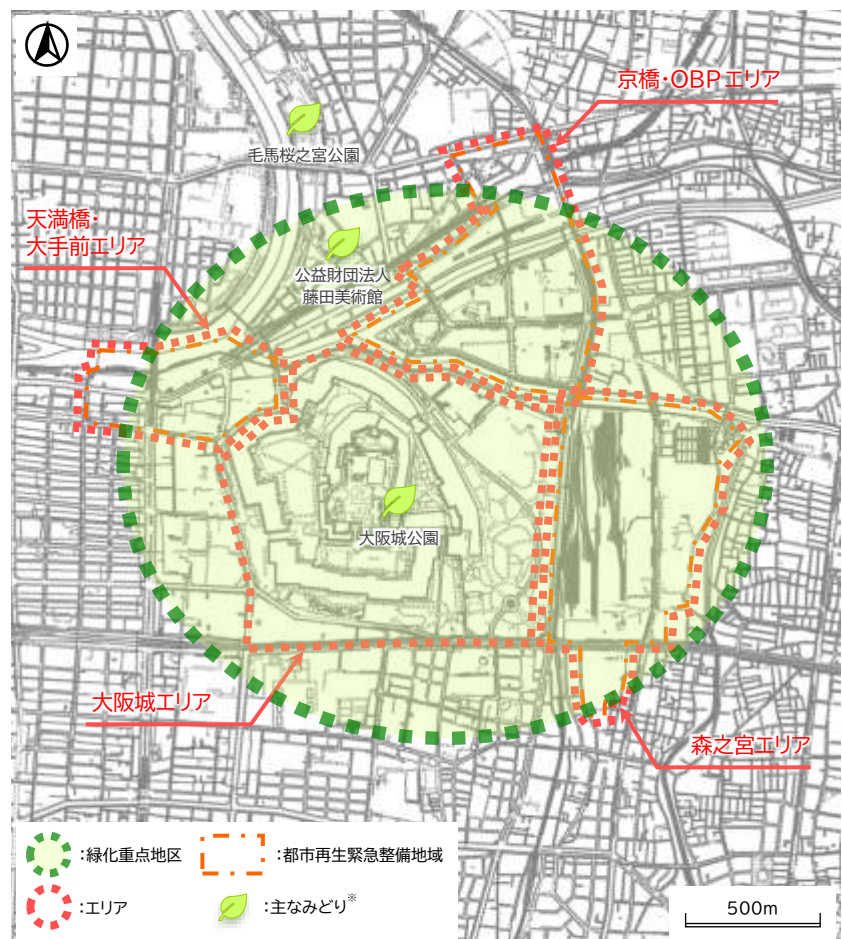
- OBPエリアは、公開空地や建物外構部に多くの緑が創出され、街路樹の緑と一体となり、みどり豊かな街路景観が創出されています。
- 京橋エリアでは、京橋公園や街路樹等が一部あるものの、建物が高密に立地しており平面的な緑が少ない状況です。

〈森之宮エリア〉

- 団地内には公園等が一定存在するものの、大規模な低未利用地が存在しており、緑やオープンスペースは全体的に少ない状況です。

〈天満橋・大手前エリア〉

- 庁舎等の建物が高密に建てられており、まとまった緑やオープンスペースが少ない状況です。



■大阪城周辺地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」【出典 19】を受賞したみどりなどを掲載。

大阪城周辺地区の基本方針

大阪都心部最大のみどりを活かした緑景観の維持・保全と大阪城公園を核とした周辺へのみどりの波及

大阪城周辺地区の個別方針

個別方針1 上町台地北端に残る貴重な「みどり」の保全育成

- (1) 大阪の歴史・文化を感じられる風格のあるみどり
- (2) 防災拠点の機能を最大限発揮できるよう災害に強く健全なみどり
- (3) 生き物の生息・生育空間の拠点となる自然環境豊かなみどり

個別方針2 各エリアの地域特性を踏まえた「みどり」の創出

- (1) 歴史資源を活用し大阪の価値を高めるみどり
- (2) 高密な都市機能における都市活動を支える快適なみどり
- (3) 多世代・多様な人が集い交流を育む豊かなみどり
- (4) 水都大阪にふさわしい水辺を活かしたみどり
- (5) 官庁街にふさわしいゆとりのある空間と品格のあるみどり

個別方針3 大阪城公園を核とした周辺への「みどり」の波及

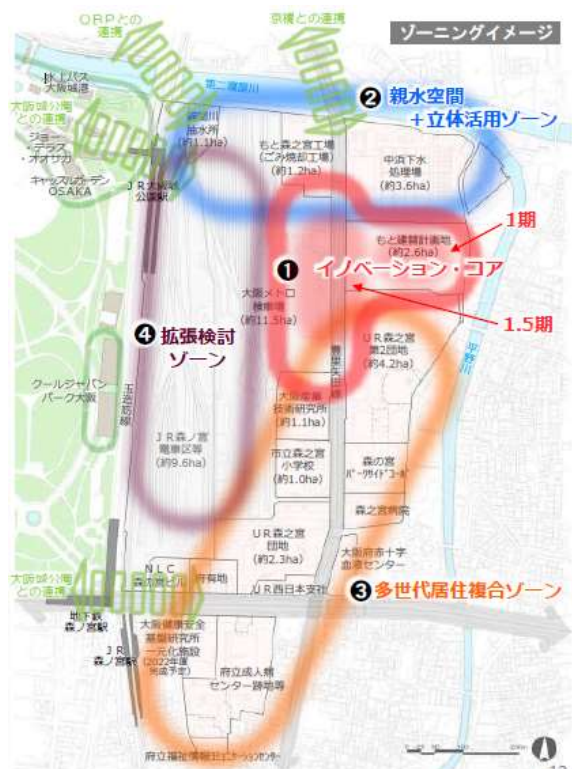
- (1) 大阪城公園と各エリア間のみどりのネットワークの構築による回遊性の向上
- (2) 大阪城公園周辺の各エリアにおける緑化の推進
- (3) 上町台地や大川などつながり生き物の移動空間となる水辺と緑の保全



■大阪城公園



■難波宮跡公園



■大阪城東部地区のゾーニングイメージ【出典 49】

4) 御堂筋周辺地区

地区の概要

御堂筋周辺地区は、大阪の代表的な繁華街であるキタ（梅田）とミナミ（難波）を直線的に結ぶ大阪のメインストリート・御堂筋の沿道地区です。地区のほぼ全域が都市再生緊急整備地域に指定され、既存の都市基盤の蓄積等を生かしつつ、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成しています。近年では「御堂筋将来ビジョン」に基づき、交通処理やにぎわい創出、公民連携手法等を検証する社会実験等を実施し、その結果をもとに御堂筋側道の歩行者空間化に向けて道路空間再編の将来イメージを可視化できるよう一部の区間でモデル整備を実施しました。

また、周辺地域を含めた沿道では、道路の維持管理や清掃活動、にぎわい創出事業等、エリアマネジメント団体による多様な活動が活発に行われています。

本地区では、特定都市再生緊急整備地域や地区計画、その他関連計画などの対象範囲を踏まえ、おおよそ南北方向は、難波駅前から曽根崎通の交差点、東西方向は御堂筋沿道より1街区を含めた範囲を設定し、方針を検討しました。

みどりの現況

- 「近代大阪を象徴する歴史的景観」として文化財に指定されている御堂筋のイチョウ並木（約800本）は、健全に保全し後世に残していくため「御堂筋イチョウ保育管理計画」のもと適切な維持管理を実施しています。また、民間企業との協定を締結し、イチョウの保全・管理を行う取組みなどを行っています。
- 街路樹による緑量が多い千日前通、長堀通、中央大通などの幹線道路や、道頓堀川や中之島（堂島川・土佐堀川）などのオープンスペースが東西方向に横断しています。
- 御堂筋沿道には、大規模なビルや企業が集積しているため、屋上緑化や公開空地などの緑化空間が数多く点在しています。
- 地区内には中之島公園と大川町公園を除き、都市公園がなく建物が高密に立地しているため、まとまったオープンスペースが少ないです。



■御堂筋周辺地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」【出典19】を受賞したみどりなどを掲載。

御堂筋周辺地区の基本方針

大阪のシンボルストリートにふさわしい 風格あるみどり豊かな街路景観の形成

御堂筋周辺地区の個別方針

個別方針1 大阪の顔にふさわしい御堂筋のイチョウ並木の健全な育成

- (1) イチョウ並木の維持管理水準の向上
- (2) イチョウ並木のボリュームと緑陰の連続性確保による快適な歩行環境の創出
- (3) 植栽基盤改良による生育環境改善と都市環境改善への貢献

個別方針2 にぎわいがあふれ回遊したくなるみどりの創出

- (1) 交通結節点におけるみどりの演出と周辺への回遊促進
- (2) 多くの人が訪れにぎわいがあふれる歩行空間の魅力向上
- (3) 地区周辺の近代建築と緑の融合による魅力の向上

個別方針3 まちづくり団体等とも協働した官民連携による質の高いみどりの創出

- (1) 地域をはじめ道路協力団体やエリアマネジメント組織による道路と沿道建物（公開空地）との一体的なみどりの管理
- (2) 企業・団体の協賛などの手法を用いた彩りと潤いあふれるみどりの創出
- (3) 緑化活動への参加促進のための仕組みづくりと情報発信



■御堂筋における根系誘導耐圧基盤の整備イメージ



■御堂筋パークレット【出典 50】



■御堂筋周辺地区内の代表的なエリアマネジメント団体※

※ 【出典 44】を一部加工して作成。

5) 中之島周辺地区

地区の概要

中之島周辺地区は、オフィスビルや風格ある歴史的建築物、文化施設などが集積し、堂島川と土佐堀川に挟まれ、水辺の魅力を感じることのできる水都大阪のシンボルアイランドとなっています。また、「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」に指定されており、低未利用地の土地利用の転換や、快適な歩行者空間の充実・拡充を図りながら、水辺空間の利用や水辺景観に配慮した都市開発が進められています。

本地区の範囲は、水辺の景観形成やまちづくり団体などの社会的活動範囲、対岸も含めた空間活用の観点から、堂島川、土佐堀川の対岸も含め設定しました。当該範囲は、中之島公園と一体的に水辺のにぎわい創出を進めている＜東部エリア＞と、大規模な建築物が集積し国際的な業務・文化・学術・交流拠点の形成を目指している中之島西部、及びその対岸エリアからなる＜西部エリア＞に区分し、方針を検討しました。

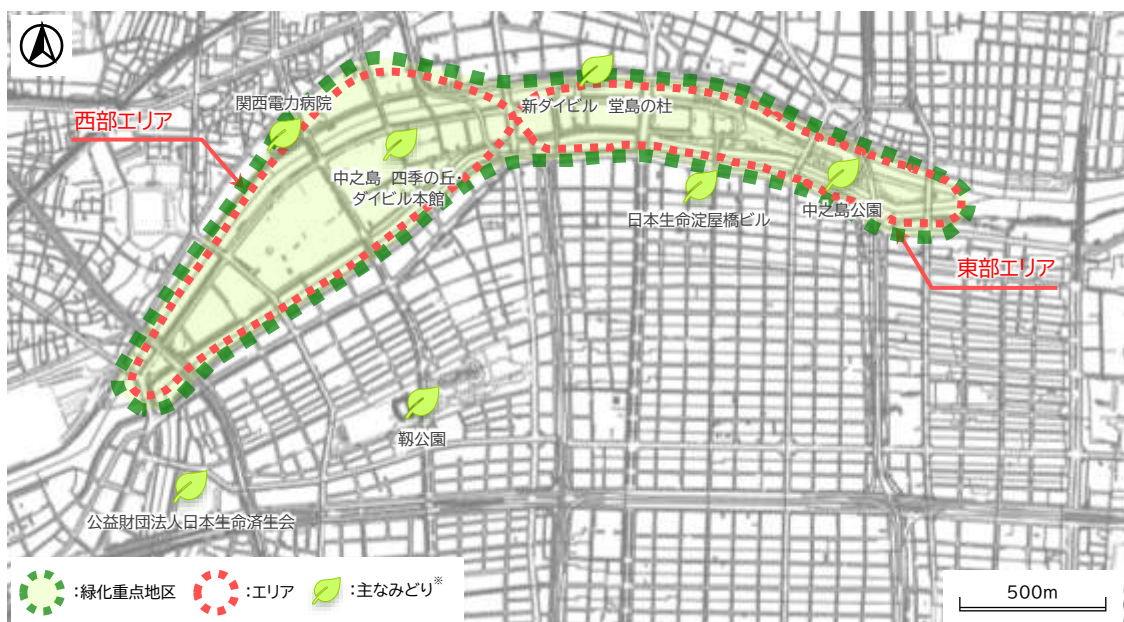
みどりの現況

＜東部エリア＞

- 中之島公園を含む多くの部分を風致地区（大川風致地区）に指定しており、みどり豊かな風格のある景観を形成しています。また河川敷にオープンカフェなどが立地し公共空間を利活用したにぎわい創出を図っています。

＜西部エリア＞

- 南北方向に伸びるなにわ筋やあみだ池筋、堂島川南側の遊歩道沿いなどにも多くの樹木が植わっており、緑量を感じられる歩行者空間が形成されています。
- また、大規模な建物の屋上緑化や公開空地の緑化空間が点在しており、みどり豊かな空間を形成しています。



■中之島周辺地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」^{【出典 19】}を受賞したみどりなどを掲載。

中之島周辺地区の基本方針

水都大阪のシンボルアイランドにふさわしい環境と共生し 自然・歴史文化を育み楽しむみどりの創造

中之島周辺地区の個別方針

個別方針1 水都大阪を象徴する水辺を活かしたみどり環境の創造と維持保全(東西エリア共通)

- (1) 水都大阪の生き物にも配慮した都市環境改善モデルとなるみどりづくり
- (2) 水辺や光を活かしたみどり景観の保全育成
- (3) 東西軸をつなぐ水辺沿いの遊歩道の維持保全
- (4) 市民などを巻き込んだ緑化活動への参加促進のための仕組みづくりと情報発信

個別方針2 中之島公園を中心としたゆとりがあり賑わいあふれるみどりの創出(東部エリア)

- (1) 居心地がよくゆとりあるみどり空間の確保
- (2) 公的なみどり空間の柔軟な利活用によるにぎわいの創出

個別方針3 歩いて楽しめるみどり豊かな空間の形成(西部エリア)

- (1) 主要施設を回遊できる質の高い遊歩道などの確保
- (2) まちの品格を高めるだけでなく、生物多様性の保全やヒートアイランドなど都市環境の改善にも資する緑化の推進



■中之島公園



■中之島周辺地区内の代表的なエリアマネジメント団体【出典 44】



■新ダイビル 堂島の杜【出典 38】



■エリアマネジメント団体によるイベント【出典 23】

6) 夢洲・咲洲・舞洲地区

地区の概要

夢洲・咲洲・舞洲地区は、3つの洲からなる地区であり、それぞれの地区が異なる特徴を持っています。夢洲は2025大阪・関西万博の開催、統合型リゾートIR開業に向けた開発が進められています。咲洲は周縁部の物流施設、北部の業務施設、中心部の共同住宅等、複合市街地形成をめざしたまちづくりが進められています。舞洲は西部にスポーツ施設、BBQ 広場、キャンプ場などの屋外レクリエーション施設があり、スポーツやレクリエーションを通じた取組が進められています。

本地区では、夢洲・咲洲・舞洲全体を緑化重点地区として設定し、生物多様性の保全や水辺景観の向上にも寄与する緑化等を推進することをめざし方針を検討しました。

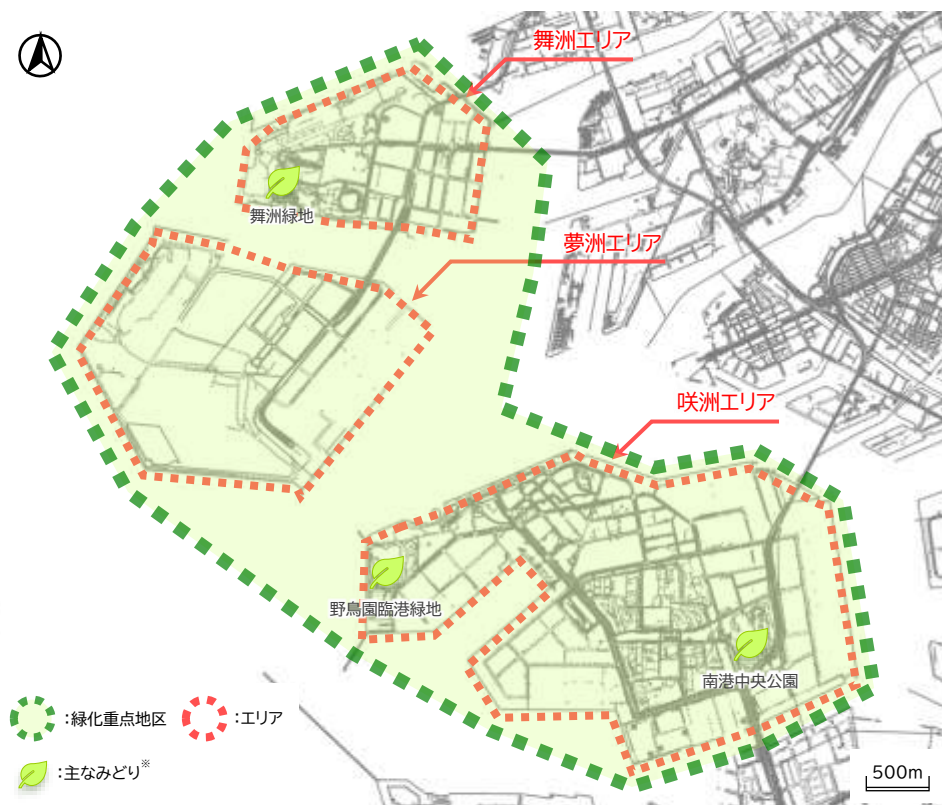
みどりの現況

<咲洲・舞洲>

- 街路樹や都市公園・臨港緑地が整備されており、大規模な公園緑地が多いことも特徴です。
- 咲洲のホテルやビルでは、民間による緑化が見られます。
- 舞洲では、スポーツ施設・レクリエーション施設によるみどりが多くみられます。

<夢洲>

- 現在開発中のエリアであり、開発に合わせた緑化等により、新たなみどりの創出が見込まれます。



■ 夢洲・咲洲・舞洲地区の範囲

※ 主なみどりとしては、総合公園規模以上の都市公園や、「みどりのまちづくり賞」^{【出典 19】}を受賞したみどりなどを掲載。

夢洲・咲洲・舞洲地区の基本方針

市内随一の豊かな自然と調和した 洲ごとの個性を活かしたみどりのまちづくり

夢洲・咲洲・舞洲地区の個別方針

個別方針1 地区全体での豊かなみどりの保全・創出

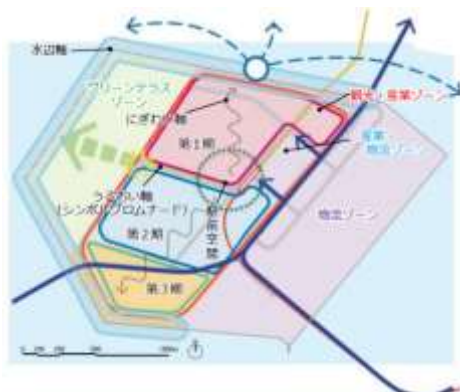
- (1) 豊かなみどりを感じられる緑地等の保全・創出
- (2) 生物多様性や景観を意識した水辺のみどりの保全育成

個別方針2 洲ごとの個性を活かしたみどりの創出や活用

- (1) 【夢洲】今後の民間開発と協調した非日常感を演出するみどりの創出
- (2) 【咲洲】居住者や来訪者の幅広い利用に対応した多様なみどりの維持・創出
- (3) 【舞洲】広大な敷地を活用したスポーツやレクリエーションの場としての利活用



■野鳥園臨港緑地の生き物(左からオオルリ・アカテガニ・ホウロクシギ・ツクシガモ)



■夢洲におけるまちづくりの方向性【出典 51】



■舞洲地区のまちづくり(ゾーニング)【出典 53】



■舞洲緑地

4. 保全配慮地区における保全等の方針

大阪市では、寺社・仏閣などの民有地と公園などの公共空間が一体となって「一団のみどり」を形成している4つの地区（「夕陽丘・生玉地区」「天王寺地区」「杭全地区」「聖天山地区」）を保全配慮地区として設定しています。これらの地区において、持続的なみどりの保全を推進するために、「保全配慮地区における保全等の方針」を設定します。



(1) 各地区の概況

1) 夕陽丘・生玉地区の概況

地区の概要

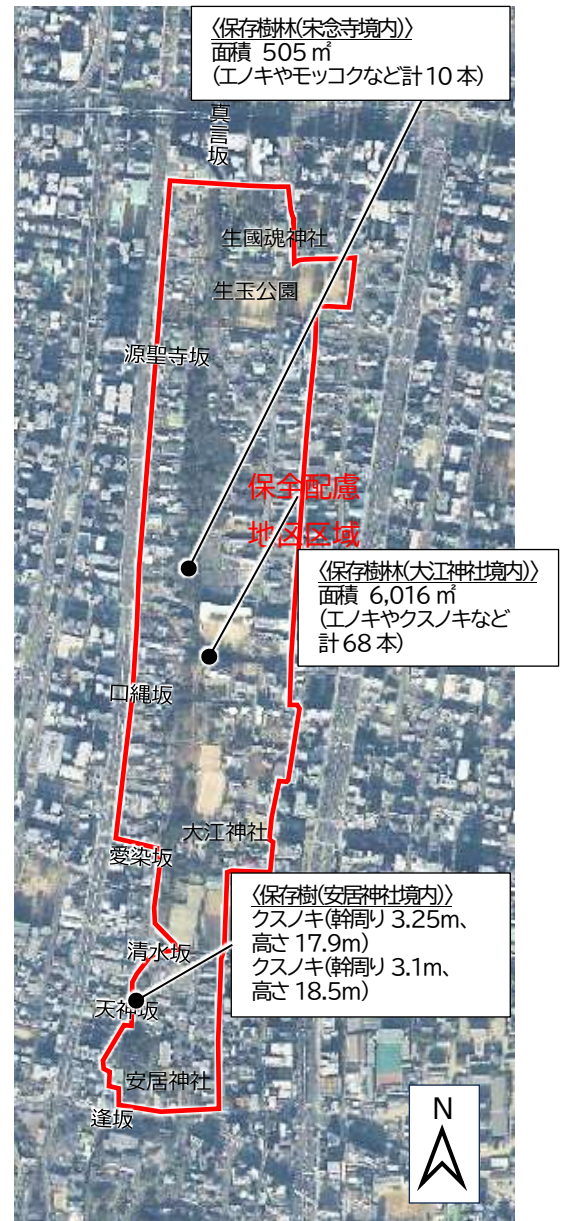
本地区は上町台地の西端部に位置し、生玉公園のみどりはじめ、生國魂神社や大江神社などのみどりが連なり、まとまったみどりが形成されています。地区内を東西に走る道路は「天王寺七坂」と呼ばれる坂道となっており、多くの寺社仏閣とともに、歴史的な景観を形成しています。

地区内の土地利用は、寺社仏閣、学校など複数の文教施設から構成されています。地区周辺では、商業施設、業務施設、宅地などが混在しており、四天王寺や一心寺といった大規模な文教施設が立地する地区となっています。

なお、本地区は全域が大阪市都市計画風致地区（夕陽丘風致地区）や大阪市景観計画で定める基本届出区域等に属しています。

みどりの現況

地区内を南北に縦断する斜面地に豊かなみどりが残っており、地区内の緑被率は概ね 30%程度で推移しています。生玉公園は、斜面地を活かした施設配置が特徴的で、地形の起伏を感じることができます。また、保存樹や保存樹林のある大江神社や安居神社、宗念寺など、地区内に多数存在する寺社仏閣は、敷地外からも感じられるような豊かなみどりを有しています。



■夕陽丘・生玉地区の航空写真



■斜面のみどり



■生玉公園のみどり



■大江神社のみどり

2) 天王寺地区の概況

地区の概要

地区の大部分は動植物公園である天王寺公園が占めており、北側には一心寺、東側には堀越神社などの寺社が存在しています。上町台地の西端部に当たる場所であり、斜面の上部は天王寺公園や一心寺境内など、斜面の下部は天王寺動物園の区域となっています。

地区内の土地利用は、大部分を占める公園緑地と、一心寺や統国寺、堀越神社といった文教施設が主体となっています。

なお、本地区は全域が大阪市都市計画風致地区（茶臼山風致地区）や大阪市景観計画で定める基本届出区域等に属しています。



■天王寺地区の航空写真

みどりの現況

天王寺公園東側では、斜面上に豊かな樹木が残っており、ボリュームのあるみどりを感じることができます。なお、地区内の緑被率は概ね 50%程度で推移しています。

地区内に存在する茶臼山には、気軽に散策することができる園路が整備されてます。また、河底池は水辺を身近に感じることができる、まちなかの貴重な水辺空間となっています。南側には、大阪市指定文化財の日本庭園である慶沢園があり、2025（令和7）年に完了したリニューアルでは、美術館との一体性の向上や、文化財庭園としての魅力向上を図るための改修が行われました。また、芝生広場が広がるてんしばは、市内外の多くの利用者でにぎわっています。



■茶臼山の園路



■河底池



■慶沢園

3) 杭全地区の概況

地区の概要

地区内には地区公園である杭全公園や杭全神社境内等の緑地が存在し、まちなかに残された貴重なみどりとなっています。

地区内の土地利用は南側が公園緑地、北側が寺社仏閣となっています。地区の周辺は、西側に隣接する位置に集合住宅や学校等が存在していますが、基本的には戸建て住宅地となっています。また、北側にはJR大和路線が通っており、北西側に平野駅があります。

なお、本地区はほぼ全域が大阪市都市計画風致地区（杭全風致地区）に、全域が大阪市景観計画で定める基本届出区域に属しています。



■杭全地区の航空写真

みどりの現況

杭全公園の北側は、周囲が樹木で囲まれており、豊かなみどりを感じることができます。公園の南側は北側よりも開放的な広場空間となっています。

杭全神社の境内には、本殿を囲むように大木が存在し、府の天然記念物として指定されているクスノキや、市指定の保存樹などがあります。なお、地区内の緑被率は概ね70%程度で推移しています。



■杭全公園(北側)



■杭全公園(南側)



■杭全神社境内

また、杭全公園では、地域住民による草刈りや清掃活動が実施されています。



■杭全公園での地域活動の様子

4) 聖天山地区の概況

地区の概況

地区内は聖天山古墳を含む聖天山公園と正圓寺により、一団のみどりが形成されています。聖天山公園の中央部には、シンボリックなクスノキの大木が存在しています。

地区内の土地利用は、公園緑地と寺社仏閣で構成されています。地区の周辺には、東側に隣接して中学校があり、その他は主に戸建て住宅地となっています。

なお、本地区は全域が大阪市都市計画風致地区（聖天山風致地区）や大阪市景観計画で定める基本届出区域等に属しています。



■聖天山地区の航空写真

みどりの現況

聖天山公園の中央に存在する聖天山古墳には大きなクスノキが存在し、公園のシンボルとなっています。公園の広場には、休憩施設や遊具があり、地域住民の憩いやにぎわいの場となっています。また、正圓寺境内では、本殿を取り囲むように大きな樹木が見られます。地区内の緑被率は概ね 70%程度で推移しています。



■聖天山古墳



■聖天山公園の広場



■正圓寺境内

5) 維持管理の現状

各地区におけるみどりの維持管理について、主要なステークホルダーの一つである寺社仏閣を対象にヒアリング調査を行ったところ、以下のような現状が明らかとなりました。

- ・各地区のステークホルダーのひとつである寺社仏閣にとって、緑は貴重な資源として捉えられている一方で、近年では台風による倒木なども発生していることから、緑の保全を取り巻く状況は必ずしも安定的とは言えない状況にあります。
- ・費用や人員などの面で制約があることから、寺社仏閣としては自身のみで緑を保全し続けることに難しさを感じられています。
- ・特別緑地保全地区など、規制等による保全ではなく、現状の利用・活動と保全の両立を図ることが望まれています。

(2) 保全に向けた方針

以上より、課題を整理し、それに対応する方針を以下の通り設定します。

課題① 自然災害など、緑を取り巻く状況は必ずしも安定的ではない。

■方針①:継続的な緑の現状把握

緑の現状や保全の取組などについて、継続的なモニタリングを行う。

【取組例】・緑被率等の定期的な調査 ・土地所有者(寺社仏閣など)との定期的な対話 など

課題② 都市の貴重な財産である緑の価値を十分に共有できていない。

■方針②:緑の情報・価値の共有と発信

各地区の特徴的な緑(保存樹など)に関する情報発信などを行い、希少性や価値をステークホルダーなどと共有することで、保全に向けた機運醸成を図る。

【取組例】・本市ポータルサイト([みどりの都市・大阪 ONLINE](#))での情報発信 など

課題③ 土地所有者(寺社仏閣など)としては、自身のみで緑を保全し続けることに難しさを感じている。

■方針③:多様なステークホルダーによる支援

地域住民や周辺企業など、多様なステークホルダーが様々な形での支援を行い、持続的な保全につなげていく。

【取組例】・ボランティアやエリアマネジメント活動などによる参画
・寄付等を活用した補助制度の充実 など

なお、方針③については、地区によってステークホルダーなどが異なることから、地区ごとに個別方針を設定します。

1) 個別方針【夕陽丘・生玉地区】

【想定される主なステークホルダー】

- **緑の所有者・管理者**: 寺社仏閣、行政(市)、学校
- **周辺地域**: 地域企業・店舗、学校

【夕陽丘・生玉地区の個別方針】

寺社仏閣・企業・学校等の多様な主体による参画・支援

複数の文教施設が存在し、周辺には商業施設、業務施設、住宅地などが混在していることから、寺社仏閣、地域企業・店舗、学校などといった多様なステークホルダーによる参画・支援をめざします。

【取組のアイデア例】

- 文教施設や地域企業、店舗等による保全への参画(清掃、寄付など)
- 利活用(まちあるきなど)を通じた普及啓発

2) 個別方針【天王寺地区】

【想定される主なステークホルダー】

- **緑の所有者・管理者**: 寺社仏閣、行政(市)
- **周辺地域**: 地区内外の企業、周辺の店舗、来訪者(観光客など)

【天王寺地区の個別方針】

住む・働く・訪れる人による様々な関わり方の促進

来訪者でにぎわう公園や神社などの文教施設が存在し、周辺には商業・業務施設が多数存在することから、周辺に住む人だけでなく、ワーカーや観光客なども主体となり、それぞれができる形で支援を行うような保全のあり方をめざします。

【取組のアイデア例】

- エリアマネジメントの観点等による保全への参画(清掃、寄付など)
- 来訪者も含めた個人レベルでの情報発信(SNSによるみどりの発信など)

3) 個別方針【杭全地区】

【想定される主なステークホルダー】

- 緑の所有者・管理者: 寺社仏閣、行政(市)
- 周辺地域: 市民ボランティア、地域住民、学校、店舗

【杭全地区の個別方針】

地域のコミュニティを中心とした保全の拡大・展開

主に住宅地で構成される周辺地域において、神社境内地の樹林地や公園のみどりは、まちなかに残る貴重なみどりとして親しまれていることから、地域のコミュニティを中心とした保全の拡大・展開をめざします。

【取組のアイデア例】

- 地域住民等による保全活動(清掃など)の継続・拡大
- 利活用(神社での行催事など)を通じた普及啓発

4) 個別方針【聖天山地区】

【想定される主なステークホルダー】

- 緑の所有者・管理者: 寺社仏閣、行政(市)、学校
- 周辺地域: 地域企業、店舗、学校

【聖天山地区の個別方針】

地域のシンボルとなる緑の保全・再生

主に住宅地で構成される周辺地域において、聖天山古墳のクスノキや正圓寺のサクラなどが、地域のシンボルとしてより一層親しまれるようなみどりの保全・創出をめざします。

【想定される主なステークホルダー】

- 公園樹の健全な保全育成
- みどりの保全に対する支援策の検討(寄付の活用など)

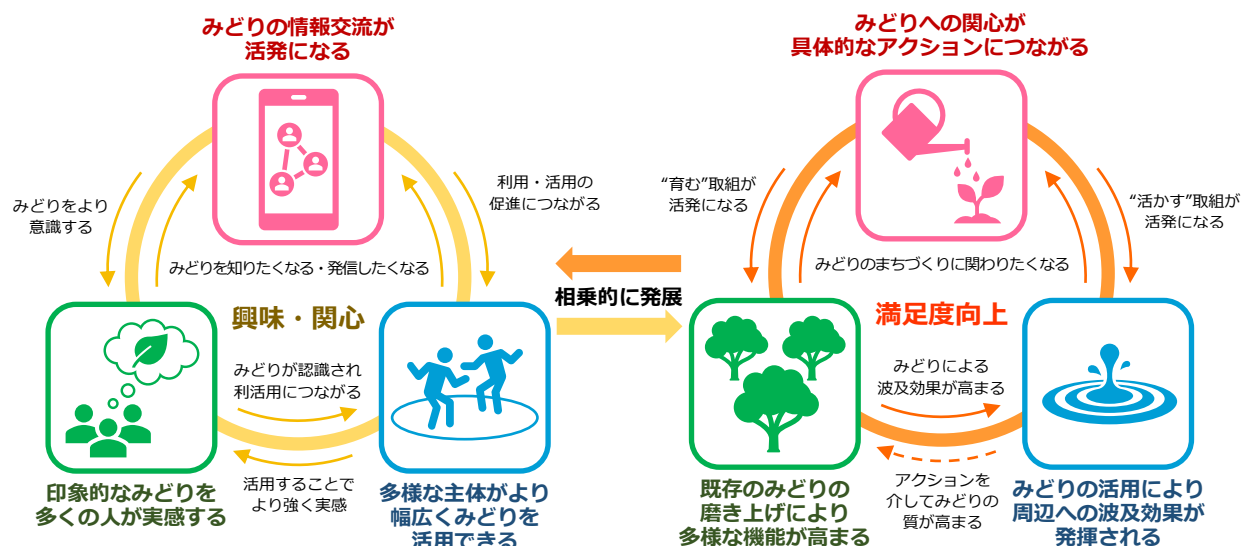
第5章 リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの考え方

みどりのまちづくりを推進していくためには、行政の取組に加え、民間の企業・法人や市民の方々が実践できる具体的なアクションを示し、参画を促すことが重要です。そこで本計画では、みどりとのかかわり方をわかりやすく伝え、2035（令和 17）年までの計画期間におけるみどりのまちづくりを先導する「リーディングプロジェクト」を新たに設定します。また、各取組のロードマップやめざすアウトプット（LP 指標）なども設定し、取組の実行性を高めていきます。

リーディングプロジェクトの設定にあたっては、「基本方針」で整理した“育む”・“活かす”・“つながる”の観点と、「みどりへの興味・関心」と「みどりの満足度向上に向けた好循環」という2つの要素を踏まえ、本計画でめざす到達点を定めた上で、以下のとおり分類します。

主に関連する基本方針	みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト		みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すプロジェクト	
	到達点	取組内容	到達点	取組内容
【方針①】 “育む”	印象的なみどりが多くの人に認識される	【(1)－A】多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上	成熟したみどりのストックが蓄積される	【(2)－A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成
		【(1)－B】開発に合わせた民有地緑化の推進		【(2)－B】利用者の意見を反映した都市公園の魅力向上
【方針②】 “活かす”	みどりの活用の幅が広がる	【(1)－C】多様な主体によるみどり空間の幅広い活用	みどりの活用による様々な波及効果が実感できる	【(2)－C】地域・エリアのステークホルダーによるみどり空間の活用・運営
【方針③】 “つながる”	みどりの情報交流が活発になる	【(1)－D】多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信	みどりへの関心が具体的なアクションにつながる	【(2)－D】みどりのまちづくりに参画・支援する取組の展開



■リーディングプロジェクトでめざす到達点のイメージ

リーディングプロジェクトのイメージ① 身近な公園での取組展開イメージ



リーディングプロジェクトのイメージ② 身近な公園での取組展開イメージ



2. 各プロジェクトの内容

(1) みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト

【(1)－A】多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上



印象的なみどりを
多くの人
が
実感する

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

街路樹・公園樹は、日々の都市生活の中で最も身近に感じるみどりです。特に、市街化が進んだ大阪市において、街路樹・公園樹は美しい都市景観を形成し、市民生活に潤いや憩いを与えてくれる重要な都市インフラです。

この取組は、「みどりの都市魅力」を創出するエリアの街路樹・公園樹を対象に、美しい樹形と豊かな緑陰を形成することで、**大阪を訪れる人**が美しいまちと実感し、**大阪に住む人**が大阪の良さや身近な緑を実感できるよう、**大阪が多くの人を惹きつけ魅力ある都市となることを目的に実施します。**



■緑陰形成のイメージ

What 何を行うのか(内容)

●美しい樹形と緑陰の形成に向けた目標樹形・目標樹高の設定

「みどりの都市魅力」を創出するエリアの路線や都市公園において、植栽環境を踏まえながら、美しい樹形や緑陰形成を図る樹木を定め、目標樹形や樹高を設定します。

●細やかな剪定による景観・快適性向上

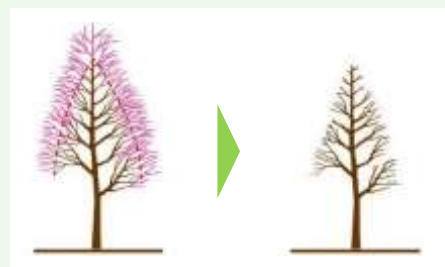
都市の限られた空間の中で、樹木の景観向上や空間としての快適性の向上を図るためには、樹木の形や大きさをコントロールするために実施する剪定（骨格剪定）に加え、樹木の生育上不要な枝などを除くため、内部の枝葉を透かすためなどに実施する細やかな剪定（不要枝剪定）が必要です。道路・都市公園の空間特性や樹種に応じた剪定を行い、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、都市の景観・快適性の向上を図ります。

みどりのコラム

〈骨格剪定・不要枝剪定とは？〉

骨格剪定とは、樹木の形や大きさをコントロールするために行う剪定であり、樹種により時期は異なりますが、主に新芽の育つ前（冬季）に実施します。枝の伸長や植栽環境に応じて、1～5年に1回程度の頻度で実施することで、適正な樹形をつくり、樹勢を維持・向上させることができます。

不要枝剪定は、通行支障枝や樹木の生育上不要な枝を除いたり、枝葉を透かしたりするために行う、細やかな剪定です。主に夏季に実施することで、整った樹形をつくり、採光・通風を促すことに加え、心地よい木漏れ日のある緑陰を生み出すことができます。景観向上や緑陰形成に寄与する一定水準の樹形を形成するためには、1年に1回程度の剪定を実施することが求められます。



■骨格剪定のイメージ



■不要枝剪定のイメージ

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、主に行政が方針決定や管理作業を担います。加えて民間企業・法人や市民等の方々も、例えば身近な樹木の見守りといった形で関わるすることができます。多様な主体による参画を図ることで、樹木に対する親しみや誇りを醸成することにもつなげていきます。



〈行政〉

- ・細やかな剪定による景観・快適性向上 など



〈民間の企業・法人〉

- ・オフィスなどの付近にある樹木の見守り・手入れ など



〈市民等〉

- ・季節の移ろいを感じる・楽しむ
- ・自宅や職場の付近にある樹木の見守り など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、「みどりの都市魅力」を創出するエリアにおいて、まちの状況や樹木の状態にあわせて、景観や快適性の向上に向けた目標樹形や樹高を定め、それに基づく丁寧な維持管理によって、美しい樹形や豊かな緑陰を形成し、景観や快適性の向上を図ります。後期（2031～2035（令和13～17）年）には、前期に形づくった樹形や樹高を維持しつつ、引き続き景観や快適性の向上に資する丁寧な維持管理を実施します。

また、健全な樹木の保全育成を行うために、市内全域で行う取組（定期的な点検調査、道路や都市公園の改修時期等も考慮した計画的な更新など）も、前期・後期を通じ並行して実施していきます（116～117 ページ）。

前期の取組を評価するためには、景観や空間としての快適性向上に寄与する豊かな緑が視野内でどれだけ増えたかを把握する必要があります。そのため、LP 指標としては、対象の路線・都市公園における緑視率を設定し、基準値及び目標値については、2025（令和7）年度末頃に定めます。

後期の LP 指標としては、前期に高めた緑視率の維持などが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期	審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定		目標樹形・樹高の維持、見直し
	植栽環境を踏まえた、樹形・樹高形成		樹形・樹高の維持、形成
	定期的な点検調査・計画的な更新		
LP 指標	対象の路線・都市公園における緑視率		前期の結果を踏まえ検討・設定 (緑視率の維持を想定)
	基準値	目標値	
	今後調査	今後設定	

【(1)－B】開発に合わせた民有地緑化の推進



印象的なみどりを
多くの人
が
実感する

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

多くの人の印象に残るみどりを育てていくためには、公共のみどりだけでなく、民有地におけるみどりの創出と保全育成が重要となります。特に都市化の進んだ大阪市では、まちづくりの動きに合わせて新たなみどりを創出し、適切な維持管理を行っていくことが有効です。

そのため、この取組は、緑化重点地区をはじめとした多くの人が集まるエリアなどにおいて、民間開発に合わせて質の高い印象的なみどりの創出と保全育成を推進するために実施します。



■新梅田シティ「新・里山」【出典 39】

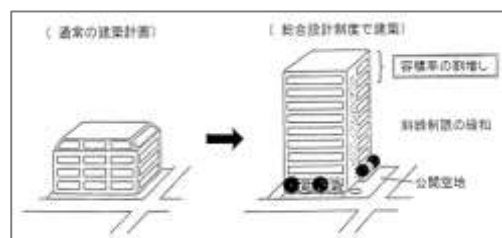


■新ダイビル「堂島の杜」【出典 19】

What 何を行うのか(内容)

●容積率緩和をインセンティブとしたみどりの創出

目的を達成するためには、民間開発に合わせた質の高いみどりの創出を促す仕組みが必要です。そのため、民間の開発主体が容積率等の緩和が可能となる手法（都市再生特別地区、総合設計制度など）を活用する場合には、みどりの創出を公共貢献要素として評価し、民間開発における緑化を引き続き促進していきます。また、質の高いみどりについては特に高く評価するような運用方法についても、実施が可能か検討し、可能な場合は試行していきます。



■総合設計制度のイメージ【出典 55】

●民間緑地の表彰制度・認定制度・補助制度の積極的な活用

みどりによる社会貢献や企業価値の向上、経済的価値の創出が注目されつつある中、近年では民間緑地の表彰や認定を行う制度の創設・拡充が進んでいます。これらの制度を活用することで、質の高いみどりを確保する企業等の取組を広くプロモーションすることができ、取組のさらなる広がりも期待されます。また、民間におけるグリーンインフラの取組に対する国の補助制度も活用することで、財政的な支援も受けることが可能です。

これらの制度の積極的な周知と活用を図ることで、民有地緑化に対する民間の企業・法人のモチベーション向上や、保全育成も含めた持続的な取組の展開につなげてきます。

みどりのコラム

〈民間緑地の表彰・認定・補助に関する主な制度について〉

●主な表彰制度：みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）・おおさか優良緑化賞

みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）^{【出典 19】}は、大阪府、（公財）国際花と緑の博覧会協会、（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部が主催する表彰制度です。大阪府内におけるみどりの景観づくり及び活動を対象としており、「ランドスケープデザイン部門」と「ランドスケープマネジメント（管理運営・活動）部門」の2部門で募集・表彰を行っています。なお、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5年間に於いて、大阪市内では計14件が表彰されています。

おおさか優良緑化賞^{【出典 56】}は、大阪府が主催する表彰制度であり、「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」等による緑化を対象としています。従前は敷地面積1,000㎡以上の施設を対象としていましたが、2024（令和6）年度から小規模部門（敷地面積1,000㎡未満の施設）が新たに創設されています。なお、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5年間に於いて、大阪市内では計33件が表彰されています。

●主な認定制度：優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）

優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）^{【出典 42】}は、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度であり、2024（令和6）年に創設されました。新たに緑地を創出・管理する事業と、既存緑地の質の確保・向上に資する事業を対象としており、緑地による温室効果ガスの吸収量、生物の良好な生息・生育環境形成に資する取組、緑地における人々の交流・滞在促進に資する取組等を評価します。2025（令和7）年3月には、制度第1号の認定が行われ、大阪市内では「グラングリーン大阪」と「新梅田シティ」が認定を受けました。



■優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）のロゴマーク（左）と評価項目（右）^{【出典 42】}

●主な補助制度：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業^{【出典 57】}は、グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取組を支援するために、2020（令和2）年度に国土交通省が創設した補助制度です。民間建築物の緑化などが補助対象となりますが、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の創設に伴い、この認定を受けた緑地も補助対象として新たに追加されました。なお、大阪市内における民間開発のうち、過去2件でこの制度を活用した実績があります。

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、民間の企業・法人が主体となり、開発に合わせたみどりの創出・保全育成などを実施します。行政は関係部署間での連携を強化しながら、緑化の促進や、各種制度の積極的な周知などといった支援を行います。市民の方々は、例えば創出されたみどりの空間を訪れ利用することで、民間の企業・法人のモチベーション向上に寄与することができます。



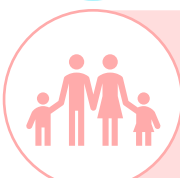
〈行政〉

- ・みどりの創出を公共貢献要素として評価することによる緑化の促進
- ・民間緑地の表彰・認定・補助制度の積極的な周知 など



〈民間の企業・法人〉

- ・開発に合わせたみどりの創出と保全育成
- ・民間緑地の認定・表彰・補助制度の積極的な活用 など



〈市民等〉

- ・民間の企業・法人が創出したみどり空間の活用 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、緑化重点地区などにおける個別の開発を対象に、みどりの創出を公共貢献要素として評価し緑化を促進するとともに、質の高いみどりを特に高く評価するような運用方法について、まずは実施が可能か検討し、後期（2031～2035（令和13～17）年）における様々な民間開発への展開を模索していきます。また、前期・後期を通じて、民間緑地の表彰・認定・補助制度の積極的な周知と活用を進めていきます。

前期のLP指標としては、表彰や認定を受けた優良緑地の実績を設定し、印象に残る優れた緑地がどれだけ確保されたかを確認します。また、民有地緑化に対する補助制度の活用実績も指標に設定し、緑化に対する財政的な支援をどれだけ実施できたかを確認します。

後期のLP指標としては、優良緑地のさらなる増加などが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会での中間振り返り	後期
ロードマップ	個別の開発を対象とした緑化の促進 効果的な運用方法の検討		↓	様々な民間開発への展開
	表彰・認定・補助制度の積極的な活用			
LP 指標	①：表彰や認定を受けた優良緑地の実績 ②：民有地緑化に対する補助制度の活用実績		前期の結果を踏まえ検討・設定 （優良緑地実績の増加を想定）	
	基準値	目標値		
	①：49 件※1 ②：2 件※2	①：新たに 60 件 ②：新たに 5 件		

※1 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度における「みどりのまちづくり賞」「おおさか優良緑化賞」及び「優良緑地確保計画認定制度」の受賞・認定実績

※2 2020（令和2）に創設された「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を活用した民間建築物の緑化実績

【(1)－C】多様な主体によるみどり空間の幅広い活用



多様な主体がより
幅広くみどりを
活用できる

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

都市公園をはじめとしたみどり空間は、休養・休息や健康増進、子育てなどの場として様々な利用・活用することができますが、それらの機能を十分に発揮させるためには、みどり空間の多様な使い方についてまずは知り、実践することが重要です。本市では、パークファンによる公園活用の促進を図ってきましたが、今後はそのような取組をより多くの公園で根付かせる（定着化）とともに、将来的には行政による必要最小限の支援のみで、プレーヤーが公園を自発的・継続的に活用する（自走化）ことが求められます。

上記を踏まえ、この取組では、民間の企業・法人や市民の方々など、多様な主体によるみどり空間を幅広い活用を通して、みどり空間に対する興味や愛着を高めることを目的とします。

What 何を行うのか(内容)

●パークファンなどによる公園活用の促進

目的を達成するためには、まずは都市における主要なみどり空間である都市公園において、多様な活用を促し、みどり空間を活用するきっかけをつくっていく必要があります。そのため、パークファンの取組などを市域内で広く展開し、公園を活用したプログラムへの参加や、プレーヤーとしての参画を推進していきます。



撮影：井上嘉和

■パークファンによる公園活用

（上：プレーパーク体験プログラム、
下：ストレッチによる健康増進プログラム）

■うめきた公園での活用促進

（上下：参加型プログラム）

●みどり空間の活用の定着化・自走化を図る仕組みの検討・構築

みどり空間を今後さらに幅広く、かつ持続的に活用していくためには、現在のパークファンなどの枠組みにかかわらず、多様な主体が自発的にみどり空間を活用していくことが将来的には求められます。そのため、パークファンなどによる公園活用の促進と並行して、みどり空間の活用の定着化・自走化を図る上でどのような仕組みが必要か、支援体制も含めた検討及び構築を進めていきます。

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、民間の企業・法人や市民の方々が主体となり、みどり空間の活用を実践していきます。行政は許可手続きなどの面から、プレーヤーを支援するとともに、公園活用の定着化・自走化を図る仕組みの検討・構築も進めていきます。



〈行政〉

- ・パークファンなどによる公園活用の促進
- ・公園活用の定着化・自走化を図る仕組みの検討・構築 など



〈民間の企業・法人〉

- ・都市公園や民有地のオープンスペース（公開空地など）を活用したプログラムの実施 など



〈市民等〉

- ・都市公園をはじめとしたみどり空間の日常的な利用
- ・活用プログラムへの参加やプレーヤーとしての参画 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、パークファンなどの取組を広く展開するとともに、みどり空間の活用の定着化・自走化を図る仕組みの検討を進めていきます。前期の後半から後期（2031～2035（令和13～17）年）にかけては、検討を進めた仕組みの構築や効果検証を行い、定着化・自走化を推進していきます。

前期のLP指標としては、まずは公園活用の取組が広く認知されるよう、パークファンによる公園活用の全24区展開をめざします。

後期のLP指標としては、みどり空間の活用の定着化・自走化が図られているのかを確認するために、パークファンを含む公園活用事例の総件数などを設定することが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	パークファンの展開		定着化・自走化に向けた仕組みの構築・効果検証	
	定着化・自走化の検討			
LP 指標	パークファンによる公園活用の 全 24 区展開			前期の結果を踏まえ検討・設定 (パークファンを含む公園活用の総件数を 想定)
	基準値	目標値		
	16 区※	24 区※		

※ いずれも累計値

【(1)－D】多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信



みどりの
情報交流が
活発になる

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

みどりへの興味・関心を高めるためには、みどりに関する情報を多くの人にわかりやすく共有・発信することが求められます。特に近年では、SNS などの新たな媒体が普及しており、多様なツールを活用することで、**若年層も含めた幅広い年代の方々に**、より効果的に情報を伝えることができると考えられます。

そのため、この取組では、ポータルサイトや SNS などを活用し、幅広い情報をわかりやすく共有・発信することで、みどりを知る・みどりに触れる機会を創出することを目的とします。

What 何を行うのか(内容)

●大阪のみどりに関するポータルサイトや SNS を活用した情報の共有・発信

目的を達成するためには、大阪のみどりに関する情報を一元化したポータルサイトや、日々の生活の中で気軽にチェックできる SNS などの活用が求められます。そのため、2024（令和6）年から運用を開始している、みどりの都市・大阪 ONLINE のポータルサイトや SNS について、コンテンツの充実を図ることで、多くの人の興味・関心を惹く情報の発信を進めます。

また、将来的には市民の方々や民間の企業・法人が、愛着のあるみどりや自社での緑化等の取組について自ら情報を発信し、双方向の情報交流が展開されることをめざします。



■ポータルサイトのホーム画面



■ポータルサイトでの特集記事



■SNS(X)での情報発信

●街路樹・公園樹や都市公園などのオープンデータ化

街路樹・公園樹や都市公園、港湾緑地といった公共のみどりは、多くの人にとって身近なみどりであり、個々の樹木の基礎情報や、各公園の施設情報などは、身近なみどりについて知るための重要なデータです。これらの情報をオープンにし、誰もが気軽に情報を得られるようにすることで、都市公園などの利用促進やみどりに対する愛着の醸成、みどりに関する調査研究での活用などにつなげていきます。

また、都市におけるみどりの有用性を広く共有するためには、みどりが有する価値についても、定量化及びオープンデータ化を進めることが重要です。そのため、主要な路線や都市公園の樹木について、多様な機能や価値を定量化する取組（i-Tree）を試行的に実施し、樹木が持つ価値の共有に活用していきます。

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組において、行政はポータルサイトや SNS の運用、公共のみどりのオープンデータ化などを推進し、みどりに関する情報発信を実施します。民間の企業・法人や市民の方々は、それらの情報をチェックするとともに、自らも情報発信の主体となることで、将来的には双方向のコミュニケーションをめざします。



〈行政〉

- ・ポータルサイトや SNS の運用及びコンテンツの充実
- ・公共のみどりのオープンデータ化及び i-Tree の試行実施 など



〈民間の企業・法人〉

- ・大阪のみどりに関する情報のチェック
- ・各自で取り組む緑化等のプロモーション など



〈市民等〉

- ・大阪のみどりに関する情報のチェック
- ・愛着のあるみどり等の共有 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

前期（2026～2030（令和8～12）年）と後期（2031～2035（令和13～17）年）を通して、ポータルサイトや SNS の運用とコンテンツの充実を進めるとともに、並行して前期に公共のみどりのオープンデータ化の推進・実装を図ります。また、i-Tree についても主要な路線や都市公園で試行的に実施し、公共のみどりのオープンデータも含め、後期でのデータ活用などにつなげていきます。

前期の LP 指標としては、ポータルサイトへのアクセス数を設定し、まずは大阪のみどりに関する情報がどれだけチェックされたかを確認します。

後期の LP 指標としては、みどりに関する情報を日常的にチェックし発信する固定ファンがどれだけ増えたかを確認するために、SNS のフォロワー数などを設定することが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	ポータルサイトや SNS の運用・コンテンツの充実			
	オープンデータ化の推進・実装		オープンデータの活用・更新	
	i-Tree の試行		対象箇所等の拡大検討・定量化した価値を活用した事業 P R	
LP 指標	ポータルサイトへのアクセス数			前期の結果を踏まえ検討・設定 (SNS のフォロワー数を想定)
	基準値		目標値	
	約3万回/年※		約7万回/年	

※2024（令和6）年度におけるポータルサイトへの年間アクセス数

(2) みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すプロジェクト

【(2)–A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成



既存のみどりの
磨き上げにより
多様な機能が高まる

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

大阪市では、都市環境の悪化を受けた緑の量的拡大を背景に、道路や都市公園の限られたスペースに、主に成長の早い街路樹や公園樹を狭い間隔で多数植栽してきたため、それらの大木化・老木化が進行し、道路や都市公園の安全への支障や、景観や快適性が低下するなどの課題が生じています。

街路樹・公園樹は、**都市に住む・働く・訪れるあらゆる人々**の市民生活を支える重要な都市インフラであることから、この取組では、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮できるよう、市内全域において、中長期的な視点で樹木管理目標を定め、データに基づく計画的な維持管理により**健全な樹木**の保全育成を行うことを目的とします。

What 何を行うのか(内容)

●樹木の更新や維持管理に関するマネジメント戦略の策定

目的を達成するためには、中長期的な視点に立ち、樹木の生育空間などに応じた計画的な保全育成を進める必要があります。そのため、空間特性や樹種に応じた目標樹形・目標樹高、適正な剪定頻度・樹木配置の考え方などを定めたマネジメント戦略を策定します。

●目標樹形に基づく剪定管理

健全な樹木の保全育成を図っていくためには、道路・都市公園の空間特性や樹種に応じた適正な樹形を形成・維持する必要があります。そのため、マネジメント戦略に示す考え方に基づき、目標樹形・目標樹高を設定し、骨格剪定（107 ページ）を適正な頻度で実施していきます。

●樹木の計画的な更新と配置等の適正化

これまで都市の限られた空間に樹木を植栽してきた結果、通行障害や視認・視距阻害などの安全性や、植栽間隔が狭く強剪定することによる健全性の低下・景観の悪化などの観点で課題が顕在化しています。このため今後は、市域全体での緑量は概ね確保することをめざしつつ、将来を見据えた計画的な更新や、更新に合わせた配置・樹種の適正化について、道路や都市公園の改修時期なども考慮しながら推進していきます。



●着実なPDCA サイクルによる持続的な管理

■配置の適正化のイメージ

樹木の管理を持続的に推進するためには、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)からなるPDCA サイクルを確立するマネジメントが欠かせません。一方で、樹木は生き物であり、その維持管理の結果に関する予測には不確実性が伴うことから、継続的なモニタリングにより仮説を検証しながら、必要に応じて管理手法の再検討・修正を行う「順応的管理」が求められます。

これらを実現するために、今後は定期的な点検調査により、樹木の管理状態を適切に把握し、蓄積されたデータに基づき、より効率的・効果的な手法やタイミングでの維持管理を進めていきます。また、樹木管理のDXによる業務の効率化を推進しつつ、外部の専門家の活用も視野に、PDCA サイクルによる持続的な管理を行っていきます。

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、主に行政が方針決定や維持管理を担います。民間企業・法人や市民の方々も、例えば身近な樹木の見守りといった形で関わるすることができます。多様な主体による参画・連携を図ることで、樹木に対する親しみや誇りを醸成することにもつなげていきます。



〈行政〉

- ・樹木の更新や維持管理に関するマネジメント戦略の策定
- ・樹木の計画的な更新と配置等の適正化 ・目標樹形に基づく剪定管理
- ・着実な PDCA サイクルによる持続的な管理 など



〈民間の企業・法人〉

- ・オフィスなどの付近にある樹木の見守り・手入れ
- ・樹木管理の DX の推進に向けた新技術の開発・提供 など



〈市民等〉

- ・季節の移ろいを感じる・楽しむ
- ・自宅や職場の付近にある樹木の見守り など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、マネジメント戦略を早期に策定した上で、まちの状況や樹木の状態にあわせて、健全な樹木の保全育成に向けた目標樹形や樹高を定め、それに基づく樹木管理を実施します。後期（2031～2035（令和13～17）年）も、計画的な樹木の保全育成を引き続き行うことで、目標樹形や樹高の維持を図ります。また、前期・後期を通じて、全ての街路樹・公園樹を対象とした点検調査を定期的に（公園樹は 2024（令和6）年度から、街路樹は 2025（令和7）年度から）実施し、データを蓄積しつつ、計画的な更新等にも取り組んでいきます。

前期の LP 指標としては、街路樹・公園樹の樹木樹林率を設定し、剪定管理等の結果、全体としての樹冠投影面積が概ね維持されているかを確認します。一方で、個々の樹木の樹冠や樹形の変化を捉えるためには、個々の樹木のデータに基づく指標設定が必要であることから、1本当たり樹冠投影面積の指標設定について、前期で並行して検討・試行を進めます。

後期は街路樹・公園樹の樹木樹林率を維持しつつ、1本当たり樹冠投影面積を指標として導入することなどが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定			目標樹形・樹高の維持、見直し
	目標樹形・樹高に基づく樹木管理			健全な樹木の保全育成
	定期的な点検調査・計画的な更新			
LP 指標	街路樹・公園樹における樹木樹林率			街路樹・公園樹の樹木樹林率の維持（想定）
	基準値	目標値		1本当たり樹冠投影面積の増加（想定）
	2.5%	現状以上		

【(2)－B】 利用者の意見を反映した都市公園の魅力向上



既存のみどりの
磨き上げにより
多様な機能が高まる

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

本市では、1964（昭和 39）年の緑化百年宣言以降、都市公園の整備を推進してきましたが、大阪市営の都市公園のうち、全体の8割以上が開園から30年以上経過しており、公園施設の老朽化が進行しています。また、高度な都市化が進む中、新たな公園整備などによる大幅な量的拡充は難しくなっていることから、既存の都市公園の魅力を高めていく取組が求められます。

特に地域に身近な都市公園では、施設の種類や構成が似た公園も多く、公園機能が画一的であるという課題も見られ、公園に対するニーズの多様化に必ずしも対応できていない状況にあります。

そのため、この取組では、**例えば日頃から遊具などを利用する子どもや子育て世代、健康づくりの場として公園を利用するシニア世代など**といった、公園利用者の意見を反映させながら、地域に身近な都市公園を中心に、公園施設の設置・改修・更新や特色ある公園づくりを行うことで、公園の魅力向上及び利用促進を図ることを目的とします。

What 何を行うのか(内容)

●公園利用者の意見を反映させた公園施設の導入

目的を達成するためには、まずは個々の公園施設を対象に、公園利用者のニーズを踏まえながら魅力を高めることが求められます。そのため、遊具などの公園施設の魅力向上に向けた計画を策定した上で、施設の改修や更新のタイミングに合わせて、公園利用者の意見を反映させた魅力ある公園施設を導入していきます。



■魅力ある公園施設のイメージ
(左:複合遊具、右:健康器具【出典 58】)

●機能分担の視点も踏まえた公園づくりの調査検討・試行実施

公園機能が画一的であるという課題を解決するためには、上記の取組だけでなく、複数の公園を対象として、それぞれ特色のある公園に変えていくような、機能分担の視点も踏まえることも重要です。まずはどのような条件が整えば機能分担の視点を踏まえた公園づくりが可能なのか、地域の方々の意見も把握しながら検討・調査を進めます。



■機能分担のイメージ【出典 59】

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、幼稚園や保育園、小学校など、都市公園の周辺施設や、地域住民の方々などのご意見を反映させながら、行政が公園施設の導入や機能分担の視点を踏まえた検討などを実施します。そのため、公園に関する意見聴取への参画や、導入した公園施設の積極的な利用といった形で、多くの方々に関わっていただくことで、より効果的な取組につながります。



〈行政〉

- ・利用者の意見を反映させた公園施設の導入
- ・機能分担の視点もふまえた公園づくりの調査検討・試行実施 など



〈民間の企業・法人〉

- ・意見聴取等に対する参画 など



〈市民等〉

- ・意見聴取等に対する参画
- ・導入施設の積極的な利用 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

前期（2026～2030（令和8～12）年）と後期（2031～2035（令和13～17）年）を通して、公園利用者との意見交換を継続的に行いつつ、前期に魅力ある公園施設を試験的に導入し、後期での展開につなげていきます。また、機能分担の視点も踏まえた公園づくりの検討も並行して進め、実現が可能な場合は後期で試行的に実施していきます。

前期のLP指標としては、対象の公園における利用者数・滞在時間を設定し、魅力ある公園施設の導入による利用促進効果が認められるか、年代別での調査により確認します。基準値及び目標値については、対象公園を設定後、2025（令和7）年度末頃に定めます。

後期のLP指標としては、公園利用者の意見を反映した整備公園数について設定することが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会での中間振り返り	後期
ロードマップ	公園利用者との意見交換			
	公園施設の試験導入	改修・更新のタイミングに合わせた継続的な施設導入		
	機能分担の検討調査	機能分担の視点も踏まえた公園づくり		
LP 指標	対象の公園における利用者数・滞在時間 (年代別に調査予定)		前期の結果を踏まえ検討・設定 (公園利用者の意見を反映した整備公園数の増加を想定)	
	基準値	目標値		
	今後調査	今後設定		

【(2)ーC】地域・エリアのステークホルダーによるみどり空間の活用・運営



みどりの活用により
周辺への波及効果が
発揮される

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

都市公園をはじめとするみどり空間は、コミュニティ形成やにぎわいの創出など、公園の周辺(オフサイト)で発揮される波及効果を有します。この波及効果を高めるためには、**町会などの地域住民や周辺企業、エリアマネジメント団体などのステークホルダー**が、みどり空間を主体的に活用・運営することが効果的です。また、多様な主体を公園の新たなステークホルダーとして呼び込むことも必要です。

本市では、うめきた2期地区(グラングリーン大阪)において、エリアマネジメント団体がみどり空間の活用・運営を行っている事例がありますが、今後は地域に身近な都市公園などにおいても、それぞれの特性を踏まえながら、ステークホルダーが主体となった取組を展開し、様々なみどり空間で波及効果を最大限に発揮させることが求められます。

そのため、この取組では、多様なステークホルダーによるみどり空間の活用・運営、公園への新たなステークホルダーの参画促進により、地域の課題解決やエリアの価値向上を図ることを目的とします。



■地域主体のイベント【出典 41】



■エリアマネジメント団体による
官民のみどりの一体的な運営
(うめきた2期地区)

What 何を行うのか(内容)

●エリアの特性などを踏まえた活用・運営手法の検討・試行

関係するステークホルダーやエリアの特性などは、それぞれのみどり空間によって異なることから、地域の課題解決やエリアの価値向上を見据えた活用・運営を図るためには、それぞれのみどり空間ごとに適切な手法を定める必要があります。

そのため、まずはいくつかの都市公園をモデルケースとして、エリアの特性などを踏まえた手法についてそれぞれ検討・試行し、事業の実現や他のみどり空間への展開につなげていきます。

みどりのコラム

〈地域への貢献に焦点を当てた官民連携(ローカル PFI)〉

ローカル PFI^{【出典 48】}とは、官民連携の推進を通じ、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するコンセプトのことです。地域企業の参画や地域産材の活用、地域人材の育成などを推進することが主な特長であり、地域課題の解決をはじめとした様々な効果が期待されます。

都市公園をはじめとしたみどり空間においても、地域企業が主体となった官民連携事業や、施設収益の一部をエリアマネジメント活動に充当する取組など、ローカル PFI の視点を取り入れた官民連携が推進されています。



■ローカル PFI による効果の
イメージ【出典 60】

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、行政が中心となって、エリアの特性を踏まえた適切な手法検討を進めます。その過程で、調査検討や試行実施の段階から多様なステークホルダーが参画することで、それぞれのエリアに適した事業展開になることが期待されます。将来的には、ステークホルダーによるみどり空間の活用・運営が自走化され、波及効果が持続的に発揮されることをめざします。



〈行政〉

- ・エリアの特性などを踏まえた活用・運営手法の検討・試行 など



〈民間の企業・法人〉

- ・エリアの価値向上などを見据えたみどり空間の活用・運営 など



〈市民等〉

- ・地域の課題解決などを見据えた多様なステークホルダーによるみどり空間の活用・運営 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、いくつかの都市公園をモデルケースとして、適切な手法の検討・実施を進めていきます。その際、ステークホルダーと連携した試行的な活用・運営の取組も必要に応じて実施します。後期（2031～2035（令和13～17）年）には、他のみどり空間への展開についてさらに検討するとともに、事業化に至った既存の取組のモニタリングやブラッシュアップを図っていきます。

前期のLP 指標としては、地域・エリアのステークホルダーや新たなステークホルダーによるみどり空間の活用・運営件数を設定し、概ね2年に1回、計2件の実施をめざします。

後期のLP 指標としては、周辺への波及効果を評価する指標を設定することが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会での中間振り返り	後期
ロードマップ	適切な手法の検討・試行			他のみどり空間への展開検討 既存事業のモニタリング・ブラッシュアップ
LP 指標	ステークホルダーによるみどり空間の活用・運営件数			前期の結果を踏まえ検討・設定 （周辺への波及効果を評価する指標を想定）
	基準値	目標値		
	—	2件		

【(2)-D】みどりのまちづくりに参画・支援する取組の展開



みどりへの関心が
具体的なアクション
につながる

Why なぜ取り組むのか(背景・目的)

みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すためには、みどりへの興味・関心を持った人々が、それぞれにできる方法・範囲でみどりのまちづくりに参画することが重要です。参画の形としては、ボランティアによる緑化等の活動が想定されますが、それだけでなく、みどりのまちづくりを推進する取組を支援するという関わり方も考えられます。

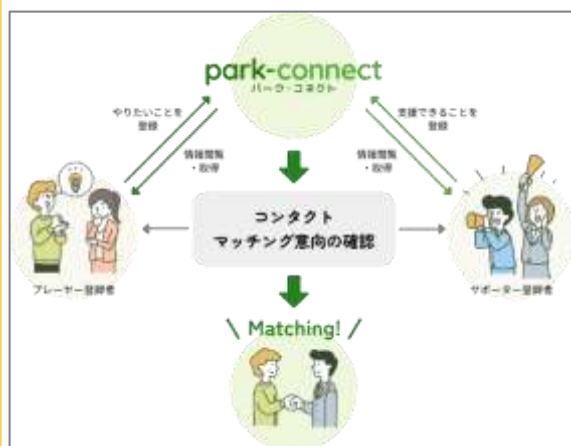
そのため、この取組では、そのような支援を気軽に行うことができる仕組みの構築を通して、多様な主体による参画・支援の輪を拡大させていくことを目的とします。

What 何を行うのか(内容)

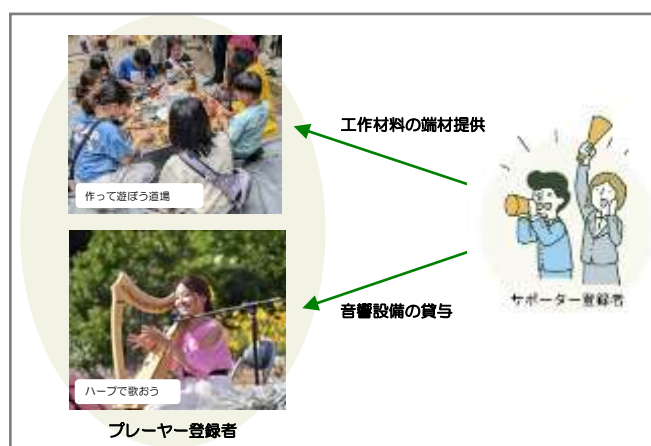
●公園活用を支援する仕組みの検討・構築

本市では、みどりのまちづくりへの参画の一つとして、パークファンなどによる公園活用の促進を進めていますが、その継続性を高める上では、大都市・大阪ならではの多様なリソース（人材・技術など）をいかに公園活用へと結びつけられるかが大きな課題となっています。

その課題を解決するための一つの手法として本市では、**公園活用プレーヤーとそれを支援するサポーター**のマッチングを図る「パーク・コネクト」という取組を試行的に実施しています。こうした公園活用の支援について、パーク・コネクトの検証も踏まえた検討を進め、効果的な仕組みの構築をめざしていきます。



■パーク・コネクトのイメージ



■パーク・コネクトでのマッチング実績例

●みどりのまちづくりに対する寄付の充実

みどりへの興味・関心を持っている方々の中には、日常生活における時間的な制約などを理由に、みどりのまちづくりへの参画にハードルを感じている方も一定数存在すると想定しています。こうした方々にも参画していただける手法として、寄付などの取組も考えられます。

本市では、1990（平成2）年度から「[大阪市花と緑のまちづくり推進基金](#)」を設置しており、いただいた寄付金を公共空間の緑化や保存樹・保存樹林に対する補助、緑化の普及啓発などに活用していますが、例えば寄付金の受付時に用途を明確にすることや、民間の企業・法人からの寄付の促進など、制度の充実や情報発信を推進し、みどりのまちづくりに参画する入口を広げていきます。

Who・How 誰がどのように関わるのか(主体・関わり方)

この取組では、行政が主体となり、公園活用を支援する仕組みの検討・構築や、寄付制度の充実などを進めていきます。民間の企業・法人や市民の方々は、公園活用の取組に対する支援や、寄付による参画などといった関わり方により、持続的なみどりのまちづくりに向けた参画・支援の輪を広げることができます。



〈行政〉

- ・公園活用を支援する仕組みの検討・構築
- ・みどりのまちづくりに対する寄付制度の充実 など



〈民間の企業・法人〉

- ・公園活用サポーターとしての参画
- ・寄付による参画 など



〈市民等〉

- ・公園活用プログラムの運営補助
- ・寄付による参画 など

When いつ行うのか(ロードマップ・LP 指標)

まずは前期（2026～2030（令和8～12）年）に、パーク・コネクトの検証などを通して、公園活用を支援する仕組みの検討を進め、後期（2031～2035（令和13～17）年）での仕組みの構築をめざしていきます。なお、この検討は「多様な主体によるみどり空間の幅広い活用」（112～113 ページ）と併せて行います。また、寄付については、前期に制度の充実を図った上で、後期に積極的な周知・募集を進めていく予定です。

前期のLP 指標としては、みどりのまちづくりに対する参画が促進されたかを確認する一つの指標として、みどりのまちづくりに対する寄付件数を設定します。

後期のLP 指標としては、寄付件数のさらなる増加について設定することが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	公園活用支援の検討	公園活用を支援する仕組みの構築		
	寄付制度の充実		寄付の積極的な周知・募集	
LP 指標	みどりのまちづくりに対する寄付件数		前期の結果を踏まえ検討・設定 (寄付件数のさらなる増加を想定)	
	基準値	目標値		
	24 件/年※	30 件/年		

※ 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度における「大阪市花と緑のまちづくり推進基金」への平均寄付件数

第6章 みどりのまちづくりの推進

1. 推進体制

みどりのまちづくりの推進にあたっては、一人ひとりがみどりのまちづくりに関わるアクションを実践し、誰もがみどりのまちづくりの主役として活躍できることが重要です。そのため、産・官・学・民の多様な主体が参画する推進体制の構築を進めていきます。

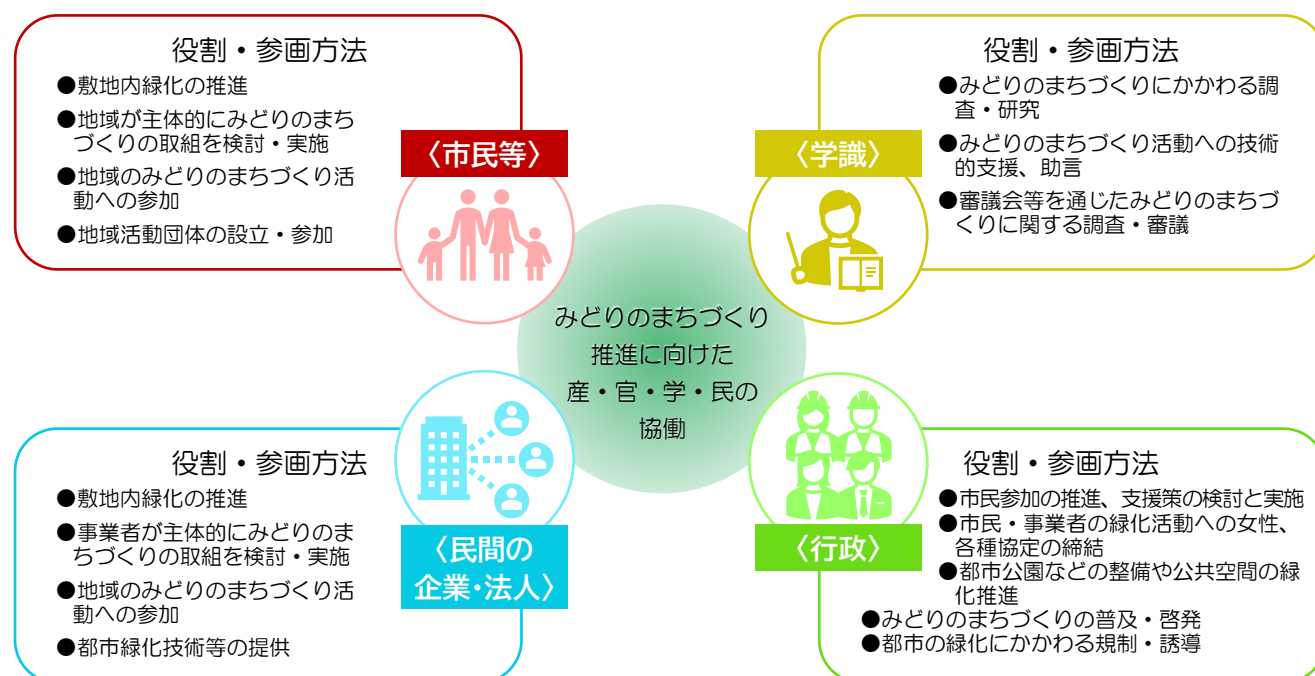
(1) 行政におけるみどりのまちづくりの推進体制

国、大阪府との連携や広域的な視点でのみどりのまちづくりについては、関係各局が主体となって推進します。また、市民に身近なみどりについては、各区・各地域の視点でそれぞれの実情に即して進めることを基本として、各区役所が主体となり取組を推進します。

さらに、実効性のあるみどりのまちづくりの推進に向けて「大阪市みどりのまちづくり条例」に基づいて設置した「みどりのまちづくり審議会」を今後も継続的に開催し、緑の基本計画に基づく取組の進捗状況や、今後の大阪市のみどりのまちづくりの方向性など、みどりのまちづくりに関する重要事項に関する調査・審議を継続的に実施していきます。

(2) 産・官・学・民によるみどりのまちづくりの推進体制

みどりのまちづくりの推進にあたっては、市民、民間の企業・法人、学識、行政の多様な主体がそれぞれの役割を担い、各々の強みを活かしつつ、相互に連携・支援していきます。

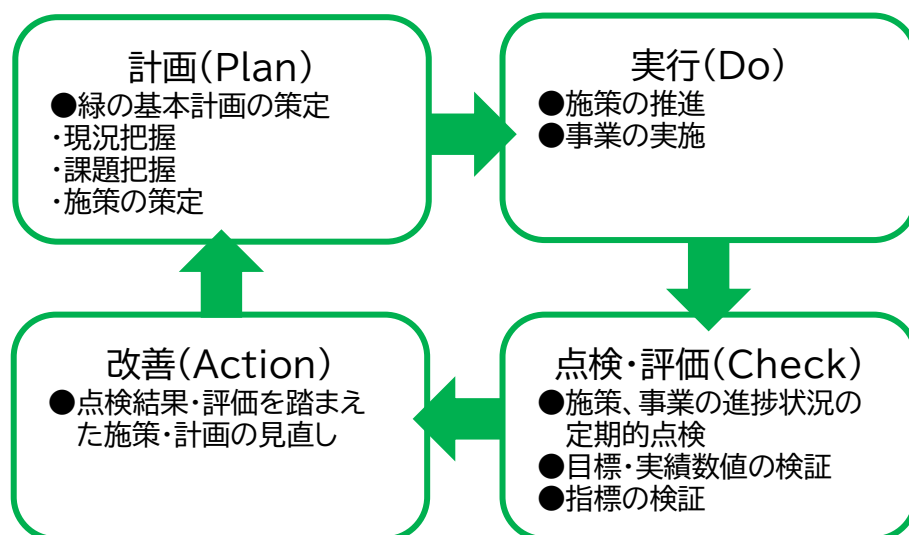


■産・官・学・民による推進体制

2. 計画の点検と見直し

(1) 計画の進捗管理

本計画がめざす「基本理念」や「みどりの将来像」の実現に向け、みどりのまちづくり指標を進捗管理の一つのツールとして活用し、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づいた計画の進行管理を行います。



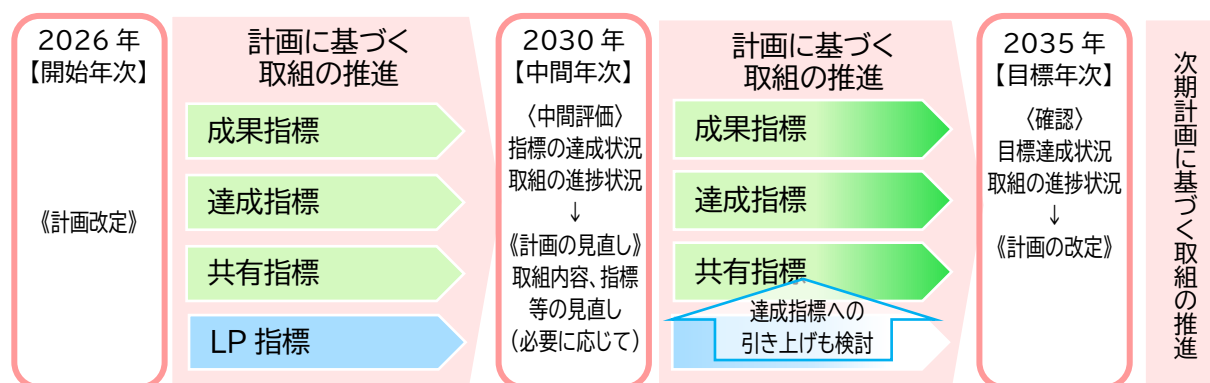
■PDCA サイクルによる進行管理

(2) 進捗状況の確認と計画の見直し

本計画では、「成果指標」「達成指標」「共有指標」「LP 指標」を設定し、基本方針に掲げる「育む」「活かす」「つながる」の各取組の進捗状況を確認します。

なお、LP 指標については、まずは試行的に運用し、計画に基づく取組の進捗状況や、関連技術の熟度の向上なども考慮し、将来的には達成指標へ引き上げることも見据えながら進捗管理を行います。

これらの指標の達成状況や施策の進捗状況については、中間年度にあたる2030（令和12）年度末に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、実効性のある計画の運用を行います。



■各種指標による進捗管理と計画の見直し

種類	項目		基準値	目標値
成果指標	身近なみどりの満足度		37.1%	50%
	みどりが増えたと感じる人の割合		24.3%	33%
	身近な公園の利用頻度		38.0%	45%
達成指標	緑被率		10.7%	現状以上
	都市公園の市民一人あたり面積		3.5 ㎡/人	3.7 ㎡/人
共有指標	緑視率	うめきた 1 期	39%	—
		大阪駅前（北）	19%	—
		淀屋橋	20%	—
		大阪城公園駅前	21%	—
		御堂筋①	35%	—
		御堂筋②	47%	—
		難波駅前	11%	—
		阿倍野歩道橋	1%	—
		うめきた 2 期	0%	—
		大阪駅前（南）	0%	—
		新大阪駅前	0%	—
		大阪城東部	0%	—
		夢洲	0%	—
	地域に身近な 都市公園の 利用状況	推計平均利用者数（総数）	地区公園：約 8,400 人 近隣公園：約 10,500 人	—
		推計平均利用者数 （1 公園あたり）	地区公園：約 310 人 近隣公園：約 140 人	—
		推計平均滞在時間	地区公園：約 20 分 近隣公園：約 20 分	—
LP 指標	対象の路線・都市公園における緑視率		今後調査	今後設定
	①：表彰や認定を受けた優良緑地の実績		①：45 件	①：60 件
	②：民有地緑化に対する補助制度の活用実績		②：2 件	②：5 件
	パークファンによる公園活用の全 24 区展開		16 区	24 区
	ポータルサイトへのアクセス数		約3万回/年	約7万回/年
	街路樹・公園樹における樹木樹林率		2.5%	現状以上
	対象の公園における利用者数・滞在時間		今後調査	今後設定
	ステークホルダーによるみどり空間の活用・運営件数		—	2 件
みどりのまちづくりに対する寄付件数		24 件/年	30 件/年	

■みどりのまちづくり指標 基準値・目標値の一覧

用語集

用語	説明	参考文献・出典
数字・アルファベット		
30by30 目標	2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に掲げた 2030 年グローバルターゲットのうちの一つ。	環境省ホームページ
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	一般的には、「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させる」こと。 大阪市では、“MISSION（大阪市の使命）”の項において、「データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者の目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市の生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（Well-being）を実感できる都市へと成長・発展させること」と定義している。	大阪市デジタル統括室（2023）「 Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～ 」
ICT 技術	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd121110.html	総務省（2018）「 平成 30 年版 情報通信白書 」
i-Tree	米国フォレストサービスが開発し無償で提供する、樹木による生態系サービスの定量的評価を行うためのコンピュータプログラム群の総称。	平林聡（2019）「 緑の価値の客観的評価と波及効果—欧米諸国における i-Tree の実例を踏まえて— 」；『日緑工誌』44 巻 3 号
PDCA サイクル	施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法。	前基本計画
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。17 の目標と 169 のターゲットからなる。2015 年に「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を改革する：持続可能な開発のための 2023 アジェンダ」で掲げられた。	大阪市環境局（2025）「 大阪市環境基本計画（改定計画） 」

SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb サイトのこと。	総務省ホームページ
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety 5.0が初めて提唱された。	内閣府ホームページ
Well-being	個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。	雇用政策研究会（2019）「 雇用政策研究会報告書 」
あ行		
イノベーション	科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化のこと。（科学技術・イノベーション基本法）	科学技術・イノベーション基本法
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。	国土交通省（2008）「 エリアマネジメント推進マニュアル 」
オープンデータ	誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。	総務省ホームページ
か行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	環境省ホームページ
グリーンインフラ	前述（2ページ）のとおり。	—
健康寿命	集団の健康状態を表す健康指標の一つ。従来は平均寿命が広く用いられてきたが、生きている状態（QOL：生活の質）を勘案することが重要であるとの認識が高まり、死亡データだけでなく生きている状態のデータを組み合わせた「健康統合指標」として健康寿命が着目されるようになった。	厚生労働省ホームページ

国土強靱化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のこと。国土強靱化の対象範囲は幅広く、行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれる。	内閣官房(2024)「 国土強靱化についてのご紹介ー国土強靱化とは何かー 」
さ行		
サードプレイス	家庭（第 1 の場）でも職場（第 2 の場）でもない第 3 のインフォーマルな公共生活の場、すなわちとびきり居心地よい場所を意味する。	片岡亜紀子・石山恒貴（2016）「 地域コミュニティにおけるサードプレイスの役割と効果 」；『地域イノベーション』第 9 号
シビックプライド	市民が都市（まち）や地域に対して持つ「誇り」や「愛着」を表現する言葉であり、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心のこと。	CIVIC PRIDE ポータルサイト
社会的包摂性	問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除（Social Exclusion）と規定し、これに対応して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念のこと。	「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム（2011）「 社会的包摂政策を進めるための基本的考え方 」
循環型経済	資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする 3R の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化をめざす経済のこと。	環境省(2024)「 循環型社会形成推進基本計画 」
人生 100 年時代	健康寿命が高齢化し、個人が平均的に 100 歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。	リンダ・グラットン（著）・アンドリュー・スコット（著）・池村千秋（翻訳）(2016)「 LIFE SHIFT（ライフ・シフト）ー100 年時代の人生戦略 」
ステークホルダー	プロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者のこと。	朝日新聞デジタルホームページ

生態系ネットワーク	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。その形成にあたっては核となる地域（コアエリア）及び、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することを基本とする。	全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会(2009)「 全国エコロジカル・ネットワーク構想(案) 」
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。平成 20 年に制定された生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。	前基本計画
総合設計制度	500 ㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度。	国土交通省ホームページ
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと。	厚生労働省ホームページ
た行		
脱炭素社会	カーボンニュートラル（128 ページ参照）を実現した社会のこと。	首相官邸ホームページ
都市格	多くの住民が誇りを持ち、他所の人々が尊敬するような地域固有の文化（歴史、伝統、道徳、生活様式等）が豊かに継承・育成されている地域社会のすがた（地域の文化の豊かさ）。また、地域固有の文化資本を生かし、人々を惹きつける独自の魅力や価値を創出し、地域内外に向けて積極的に発信している地域経営のあり方（地域価値の発信力）。	国土交通省(2008)「 村格・都市格の形成（郷土への誇りを育てるまちづくり）に向けた推進方策調査 報告書（集成版） 」

都市経営	経営という視点を行政の運営やまちづくりに適用しようとする考え方。	今津海・大西春樹 (2022)「『都市経営論』の学問的意義に関する基礎的研究 ―『都市経営論』発展の背景とその特性について―」:『都市計画報告集』第20巻4号
都市公園	・都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの。 ・地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。 ・国が設置するもので、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地。 ・国が設置するもので、国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用をはかるため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地。	前基本計画
な行		
ネイチャーポジティブ	必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。2022年12月に新たな生物多様性に関する世界目標として採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で2030年ミッションとして掲げられた。	環境省(2024)「 循環型社会形成推進基本計画 」
は行		
バイオフィリックデザイン	「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求がある」というバイオフィリア(biophilia)の概念を反映した空間デザインの手法のことをいう。この概念をオフィスなどに空間デザインとして反映することにより、「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」が期待できるとされている。	国土交通省ホームページ
ヒートアイランド現象	都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。都市部でのエネルギー消費に伴う排熱の増加や緑地の減少、高層ビルなどによる通風の阻害、道路がアスファルトやコンクリートで固められていることなどから、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起きる。	大阪市環境局(2025)「 大阪市環境基本計画(改定計画) 」

ま行		
民間活力	公共事業を行う際に、民間がもつノウハウを活用することによって、質の高い公共サービスを効率的に提供する手法。 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso03_01.html （3月31日参照）	内閣府ホームページ
ら行		
ライフステージ	年齢に伴い変化する生活段階。	厚生労働省(2024)「 令和6年度版厚生労働白書 」
流域治水	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。	国土交通省ホームページ
レジリエントな都市	持続可能な成長、幸福度、包括的成長を確保するために、ショックを吸収し、新しい状況に適応し、自身を変革し、将来のショックやストレスに備える能力を持つ都市である。（国交省より）	OECD（2016）「 レジリエントな都市 OECD 報告書(暫定版)の概要 」

参考文献・出典

【参考文献】

- 1 : 公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会（2020）「[2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画](#)」
- 2 : 国土交通省（2024）「[緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）](#)」
- 3 : 赤澤宏樹（2021）「公園緑地計画」；『造園学概論』
- 4 : 武田重明（2023）「公園から都市を編成する」；『区画整理』66 巻4号
- 5 : 大阪府・大阪市（2020）「[万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン](#)」

【出典】

- 1 : 国土交通省（2023）「[グリーンインフラ推進戦略 2023](#)」
- 2 : グリーンインフラの市場における経済価値に関する研究会（2024）「[グリーンインフラの事業・投資のすゝめ](#)」
- 3 : [一般財団法人森記念財団都市戦略研究所ホームページ](#)
- 4 : 環境省（2023）「[生物多様性国家戦略 2023-2030](#)」
- 5 : 大阪市環境局（2021）「[大阪市生物多様性戦略 2021-2030](#)」
- 6 : [国土交通省気象庁ホームページ](#)
- 7 : 国立社会保障・人口問題研究所（2023）「[日本の将来推計人口](#)」；『人口問題研究資料』第 347 号
- 8 : 大阪市政策企画室（2020）「[大阪市人口ビジョン](#)」
- 9 : 一般社団法人森記念財団都市戦略研究所（2024）「[世界の都市総合ランキング 2024 概要版](#)」
- 10 : 国土交通省（2023）「[新型コロナウイルス感染症の影響下における生活行動調査（第三弾）](#)」
- 11 : スポーツ庁（2022）「[第3期スポーツ基本計画](#)」
- 12 : 国土交通省（2024）「[都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）](#)」
- 13 :
- 14 : 国土交通省（2024）「[都市緑地法等の一部を改正する法律について](#)」 概要資料
- 15 : 国土交通省（2024）「[都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）](#)」 概要資料
- 16 : 大阪府（2009）「[みどりの大阪推進計画](#)」
- 17 : 大阪府・大阪市・堺市（2022）「[大阪のまちづくりグランドデザイン](#)」
- 18 : 大阪府・大阪市（2021）「[大阪パークビジョン](#)」
- 19 : [大阪府ホームページ](#)
- 20 : [大阪市住之江区ホームページ](#)
- 21 : [NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会ホームページ](#)
- 22 : [一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークホームページ](#)
- 23 : [中之島ウエスト・エリアプロモーション連絡会ホームページ](#)
- 24 : 国立社会保障・人口問題研究所（2013）「[『日本の地域別将来推計人口』（平成 25（2013）年3月推計）](#)」
- 25 : [大阪市計画調整局ホームページ](#)
- 26 : 国土交通省（2023）「[グリーンインフラ実践ガイド](#)」
- 27 : [大阪市環境局ホームページ](#)

- 28: [大阪エリアマネジメント活性化会議ホームページ](#)
- 29: 国土交通省（2022）「[魅力的な屋上緑化・壁面緑化事例が増加しています～令和3年全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果](#)」
- 30: 横浜市（2024）「[令和5年度『横浜市の緑の取組に関するアンケート調査』集計結果報告書](#)」
- 31: [川崎市ホームページ](#)
- 32: 名古屋市（2021）「[名古屋市みどりの基本計画 2030](#)」
- 33: 堺市（2023）「[堺市緑の基本計画](#)」
- 34: 国立社会保障・人口問題研究所（2023）「[『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）](#)」
- 35: [国土交通省ホームページ](#)
- 36: [大阪市住之江区ホームページ](#)
- 37: 大阪府（2016）「[大阪の生物多様性ホットスポット -多様な生き物たちに会える場所-](#)」
- 38: [大阪府ホームページ](#)
- 39: [国土交通省ホームページ](#)
- 40: [β本町橋ホームページ](#)
- 41: [草津川跡地公園ホームページ](#)
- 42: [国土交通省ホームページ](#)
- 43: 独立行政法人都市再生機構・株式会社日本政策投資銀行（2024）「[みどりを中心としたまちづくりにおける社会的効果の可視化～うめきた2期区域『グラングリーン大阪』を対象として](#)」
- 44: 大阪エリアマネジメント活性化会議（2024）「[『大阪におけるエリアマネジメントの展開』～大阪エリアマネジメント活性化ガイドライン～](#)」
- 45: [大阪府ホームページ](#)
- 47: 大阪市浪速区（2020）「[新今宮駅北側まちづくりビジョン](#)」
- 48: 大阪市環境局（2023）「[大阪城公園周辺で観察された生き物の記録 コース No.13](#)」
- 49: 大阪府・大阪市（2020）「[大阪城東部地区のまちづくりの方向性](#)」
- 50: [一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークホームページ](#)
- 51: 大阪都市計画局（2019）「[夢洲まちづくり基本方針](#)」
- 52: 調整中
- 53: [大阪港湾局ホームページ](#)
- 54: [舞洲プロジェクトホームページ](#)
- 55: [国土交通省ホームページ](#)
- 56: [大阪府ホームページ](#)
- 57: [国土交通省ホームページ](#)
- 58: [吹田市ホームページ](#)
- 59: [国土交通省ホームページ](#)
- 60: [内閣府ホームページ](#)